法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-12

日本における初期の国際法にまつわる逸事

MIYANAGA, Takashi / 宮永, 孝

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
社会志林 / 社会志林
(巻 / Volume)
57
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
434
(終了ページ / End Page)
350
(発行年 / Year)
2011-03
(URL)
https://doi.org/10.15002/00021100

日本における初期の国際法にまつわる逸事

宮永　孝

一　国際法　ことはじめ
二　西周の『万国公法』の訳業について
三　榎本武揚が官軍に贈った写本『海上国際法規』
四　日本における国際法発達小史
五　シモン・フィッセリングと津田左右吉
——『万国公法』『泰西国法論』をめぐって

一　国際法　ことはじめ

日本における近代法学の発達は、幕末から明治二十年代にかけて、ヨーロッパの法学を輸入することからはじまった。わが国は建国以来、外国と対外交渉をもち、国際慣例（国書の交換、使節の渡来と派遣、外国の使臣の接待、国際貿易、仲裁裁判、宣戦、講和など）を遵守してこんにちに至ったが、国際社会の一員として、他民族と没交渉でいられなかった。

国際法は、国家間の関係を規定する約束ごとであり、国際慣習や条約などから成るものである。が、わが国の要路の者は、幕末にいたるまで、国家のあいだに法があることを知らなかった。日本が近代国際法とはじめて接触したのは、嘉永六年（一八五三）のペリー提督の来航を機とし、それ以降諸外国の使臣と会うようになってからである。

本稿の中心テーマは、わが国の国際法がいかにして移入され、それがいかにして形成発展し、またそれをどのように解釈し、活用したか、いわ

ば国際法の日本伝来の沿革を叙述するにある。

そのまえに前史として、わが国の古代における国際法――その国際法的観念と出来事について摘記しておこう。

推古十五年、すなわち六〇七年、わが国は小野妹子を派隋使として隋の煬帝につかわした。これは隋が中国統一をなしとげたのを機に、一世紀以上にわたって途絶していた中国王朝との国交を再開するためであった。国書は漢文でかかれていた。

日出処天子致書日没処天子無恙云云……
（日出ずる処の天子が、書を日没する処の天子に致す、恙はないか、云云）

注・石原道博編訳「隋書倭国伝」より。

これは倭王（日本の天子［天皇］）が、隋の天子に国書を差しあげるが、さしさわりないか、といった文章である。この一文は換言すれば、国家平等の原則――わが国の独立平等をしめした、堂々の国書であった（蜷川新「日本の古代史と国際法」『国際法外交雑誌』第一六巻第八号所収）。

しかし、隋の王は、日本と平等の観念をもっていなかった。かれはみずからを世界の宗主権者のようにみなし、日本を朝貢国だとおもっていた。だからかれは不快をしめし、無礼なる蛮夷（日本）からの書簡を、ふたたび余に取りつぐな、と外相に命じた。

主権国家による国書の交換は、近代における国際法の基本原則としてみとめられている。

先にひいた国書の文章は、わが国が独立国として隋と対等であるといった観念をもって臨んだ一例である。

六六〇年、高句麗の使者が来朝し、百済（朝鮮半島西南部にあった国）が、唐と新羅に攻められそうになっている情報をつたえた。同年九月には、すでに百済は滅亡していたのだが、十二月わが国は百済救援軍を派遣することを決定した。

六六二年、唐と新羅の連合軍が、こんどは高句麗を侵犯せんとしたので、高句麗は日本に援軍を要請した。そのためわが国は、二万七〇〇〇名からなる救援軍を派遣した。わが国が第二の百済になることを懸念しての派兵であった。が、日本の派遣軍は、朝鮮錦江河口の白村江の戦いで敗北した。

侵犯（他人の領地や財産などをおかす）
攻伐（攻めて敵をうつ）
侵略（他国に侵入し、その土地や財産などをうばう）

といったものは、すべて理由はどうあれ、正義に反する行為であり、正当性に乏しいばかりか、放逸なる武力行使にほかならない。それはアリストテレスのいう〝戦争法〟を無視した、勝手きままな、自然法に反する行為である。

侵犯、攻伐、侵略のどれ一つとっても、それは正義や道徳に反する〝不義戦〟であり、排斥せねばならぬものである。

中国の「左氏伝」（左伝ともいう、魯の太史の左丘明の作ともいう。魯［山東省］の歴史書）は、外交史、国際法史だとすれば、「尉繚子」（戦国時代の兵法の書。作者は魏のひと、また斉のひとともいう）は、当時の戦時国際法則を説いたものである。国際法の観念はかならずしも西洋の近代の産物でなく、古代に東洋においても明らかに存在したという（信夫淳平述『戦時国際法講義　第一巻』大日本印刷株式会社、昭和十六年十一月、七頁）。

戦争（いくさ）は不義を討つための手段であり、不義者を誅するのは義戦だ、といったくだりは、「尉繚子」の「第八　武議篇」につぎのようにある。

故兵者、所以誅暴乱、禁不義也。
（故に兵［戦争］は、暴乱を誅し、不義を禁ずる所以なり）
注・守屋洋、守屋淳著『司馬法・尉繚子・李衛公問対』（株式会社プレシデント社、平成十一年九月、一六〇頁）より。

属国、保護国の例は、崇神天皇七年に、神功皇后の三韓（三世紀に朝鮮南部にあった国）遠征によって明らかという。(1)

外国の使臣を取りあつかう役所（接待館）は、古代よりわが国に特設され、幕末にいたり、日本も諸外国と国交を有すると、江戸に「接遇所」なるものを設けた。対外交渉における言語は、新羅に対するときは、新羅のことばを、中国に対しては中国語をもってした。わが国の大臣が、は

じめて外国の使節と会ったのは、元明天皇の和銅二年（七〇九年）のころという（蜷川新「日本の古代法と国際法」）。

*

いったい日本人はいつごろヨーロッパ近世における国際法（海上国際法規）の思想や概念、事例と接触したのであろうか。そのきっかけとなった出来事は、文化四年（一八〇七）四月、ロシア人の船がカラフトやエトロフ島に来航し、幕府当局をあわてさせたり、翌文化五年八月にはイギリス艦フェートン号が、蘭船の拿捕を狙ってオランダ国旗をかかげて長崎に入港し、商館員二名を拉致した事件である（偽旗（にせはた）の使用）。

文化四年十二月二十四日（一八〇八・一・二一）――大通詞中山作三郎ら委員団は、出島に商館長ヘンドリック・ドゥフを訪ねると、幕命だとして、ロシアとの戦争のしかた、海上における戦争方法、いかなる武器（大砲）を用いるのか、接舷攻撃（敵艦ののっとり方法）などについて説明をもとめた。

このときドゥフは、敵艦から球形砲弾を艦の水面下に打ちこまれ、そこに穴があき、浸水がはじまり、戦闘力がつきて降服することがあることを語った。このとき艦は、艦尾の旗章（はた）を引きおろす。すると双方発砲を中止する。やがて旗をおろした艦を捕獲し、乗組員を捕えるためにボートが乗りつける。これらの行為は、国際法の慣例にもとづく行為であろうが、通詞らは戦時国際法の原則や条規について何んの知識もないから、相手の説明をただ聞くだけでそれをメモにとるにとどまった。

日本人と万国公法（海上公法）との出会いについて、――とくに海上戦闘のばあい、敵の降伏を知るのは船尾にひるがえている旗がおろされたときであることを、蘭館日誌の記述にみいだしたのは、法政大学名誉教授・安岡昭男であり、同氏の論文「日本における万国公法の受容と適用」（『東アジア近代史』第二号所収、平成11・3）がそのことにふれている。

*

近代ヨーロッパの法制思想――とりわけ国際法がわが国に入って来て、ことしで約一四〇年余になるが、三番目の出来事は、駐日アメリカ総領事タウンゼンド・ハリス（一八〇四～七八）が、国書を捧呈するために江戸に来たとき、幕府の接伴委員ら（土井丹波守、鵜殿民部少輔、永井玄蕃頭、川路左衛門尉）が不明な点について教示をもとめたときである。時に安政四年十一月六日（一八五七・一二・二一）のことであった。

幕府の外交当局は、国際法についてまったく無知であり、国家のあいだにも法があることを聞いて驚いたということである。[2] 接伴委員らの質問の主要点は、――

一　外国に公使を派遣する目的
一　公使の職務
一　国際法によって認められている公使の権限

などに関するものであった。

公使（使節）とは、外国に駐在する国の代表者、おおやけの使者の意である。どの国も国際公法の主体として、公使を授けたり、受けたりする権利を有している。授ける権を〝自動的使節権〟、受ける権利を〝受動的使節権〟という。公使の職務とはなにか。それは公使が駐在する相手政府との公務上の交通――外交上の通知と外交上の商議（相談）をなすことである。

そして公使に認められている権限（特権）とは、不可侵権と治外法権である（千賀鶴太郎『国際公法要義』巌松堂、明治四十二年九月、三三九、三四四頁）。

ゲオルク・フリードリヒ・フォン・マルテンス（一七五六～一八二一、ドイツのジャーナリスで外交官、ゲッチンゲン大学教授）によると、国際法とは、ヨーロッパ諸国において確立している権利と義務の集合体である。外国人はすべて、外国に入国するや、国際法によって守られるという。ことに公使は、一国の代表者でもあることから、ふつうの外国人以上に不可侵権によって保護されている（G.F.von Martens: *A Compendium of the Law of Nations*,…Cobbett and Morgan, London, 1802, p.5, p.231）

ハリスは、国際法（*the laws of nations*）の初歩に関するこれらの質問にたいして、できるだけていねいに説明したといっている（坂田精一訳『ハリス　日本滞在記　下』岩波書店、昭和三十年二月）。かれらはハリスとのこの会談によって蒙を啓かれたものか、幕府の外国奉行のところに、早くからホイートンやフィリモーの著書があったという（尾佐竹猛「国際法の発達［一］」）。

福地源一郎（一八四一～一九〇六、明治期のジャーナリス）は、安政六年（一八五九）より、外国奉行支配通弁となっていたが、役所にあった

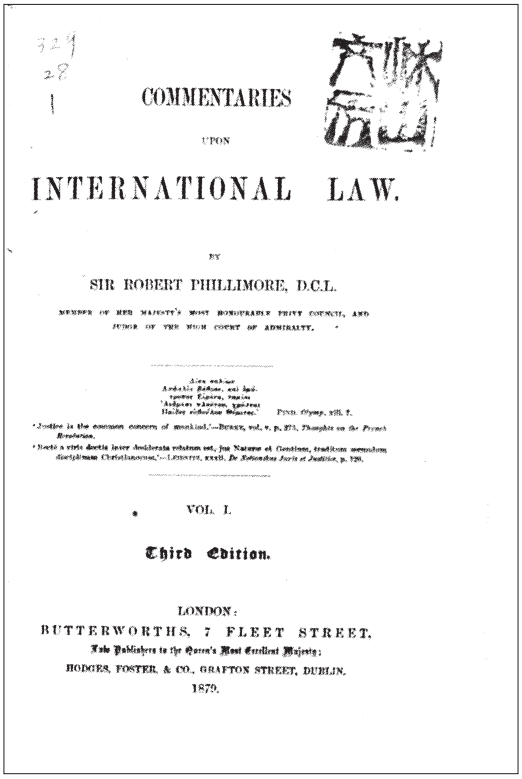

COMMENTARIES

UPON

INTERNATIONAL LAW.

BY

SIR ROBERT PHILLIMORE, D.C.L.

MEMBER OF HER MAJESTY'S MOST HONOURABLE PRIVY COUNCIL, AND JUDGE OF THE HIGH COURT OF ADMIRALTY.

VOL. I.

Third Edition.

LONDON:
BUTTERWORTHS, 7 FLEET STREET,
Law Publishers to the Queen's Most Excellent Majesty;
HODGES, FOSTER, & CO., GRAFTON STREET, DUBLIN.
1879.

ロバート・フェリモー卿の『国際法釈義』（1879年）。
〔法政大学附属図書館蔵〕

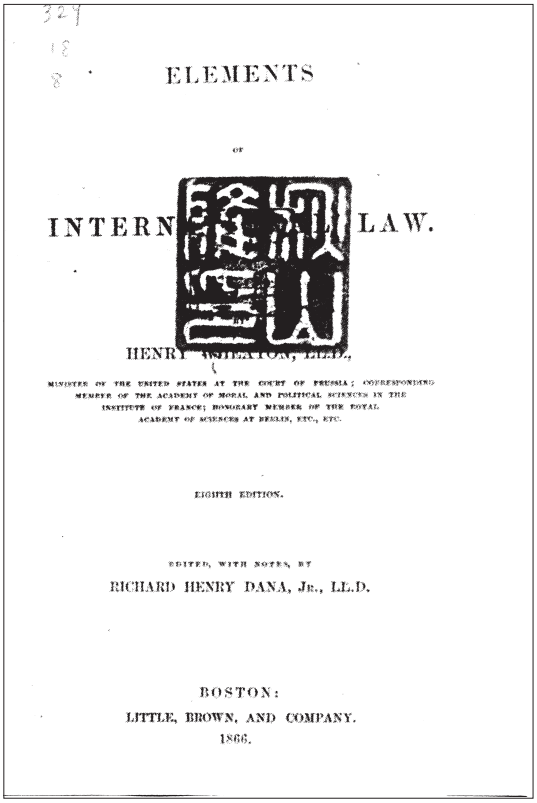

ELEMENTS

OF

INTERNATIONAL LAW.

HENRY WHEATON, LL.D.,

MINISTER OF THE UNITED STATES AT THE COURT OF PRUSSIA; CORRESPONDING MEMBER OF THE ACADEMY OF MORAL AND POLITICAL SCIENCES IN THE INSTITUTE OF FRANCE; HONORARY MEMBER OF THE ROYAL ACADEMY OF SCIENCES AT BERLIN, ETC., ETC.

EIGHTH EDITION.

EDITED, WITH NOTES, BY

RICHARD HENRY DANA, JR., LL.D.

BOSTON:
LITTLE, BROWN, AND COMPANY.
1866.

ヘンリー・ホイートンの『国際法の初歩』（1866年）。
〔法政大学附属図書館蔵〕

「ホウキートンヌはフキリモール等」の著書を、辞書と首っ引きでよみかじったという。それらの本は、英文でも仏文でもない、オランダ文であったというから、蘭訳であったものか……（福地源一郎著『懐往事談　附　新聞紙実歴』民友社、明治二十七年四月）。

福地がいう「ホウキートン」や「フキリモール」は、いま風のカタカナ表記だと「ホイートン」「フィリモー」である。

幕府の外交当局がいつごろホイートン（Henry Wheaton）やフィリモー（Sir. Robert phillimore）の著書を購入したものか明らかでないが、幕末にヘンリー・ホイートンの『国際法の初歩』（Henry Wheaton: *Elements of International law*, 8th ed. London, 1866）を購入したことはたしかである。『江戸幕府旧蔵洋書目録』（昭和四十二年三月）の四四頁に、つぎのようにある。

SE　Wheaton, Henry.
236　Elements of international law. 8th ed.
London. 1866. 748 p. 26×16cm.（shi）

SE 236は、英書である同書の請求番号をしめす。この本は第八版であり、一八六六年（慶応二年）にロンドンで刊行

されている。（shi）は徳川家の「静岡学校」の蔵本であったことを示すが、維新後幕府の書庫から移管されたものであろう。

フィリモーの著書は、『江戸幕府旧蔵洋書目録』（昭和四十二年三月）の中にみられない。

いずれにせよ、国際法の知識がないと各国の外交団との会談や交渉において不便であるばかりか、じっさい知識不足は外国奉行らをくるしめた。(3)

日本人ではじめて西洋の学者について国際法を学んだのは、「蘭国御用御軍艦方」と称せられたオランダ留学生（総人数十五名）の洋学班に属していた、西周と津田真一郎（真道）であった。この二人は、渡蘭後、ヨーロッパの政治・経済・法学・哲学などをまなぶつもりであった。要するにいまでいう人文・社会科学の骨子を速習し、その知識を外交や内政改革に役立てようとの高邁（こうまい）な精神をもっていた。じっさい両人は、レイデン大学のシモン・フィッセリング教授（一八一八～八八、オランダの経済学者、のち蔵相）のもとで、法学（自然法、国際法、国内法）、経済学、統計学などをまなんだ。

両人がフィッセリングの個人教授をうけたのは、わずか一年と数ヵ月の期間であり、各科目の大要だけをまなんだにすぎない。かれらがオランダにおいて筆記し、母国に持ち帰ったフィッセリングの講義は、今日からみればかならずしも名論卓説でないかもしれないが、当時としてはすぐれたものであったのであろう。

両人は慶応二年（一八六六）に帰国すると、ほどなく幕府に出任した。西は「万国公法」、津田は国法を講じた。のち西は『万国公法』（全四冊）、津田は『泰西国法論』（全四冊）をそれぞれ刊行した。

オランダ留学生の本隊は海軍班であり、それに属する内田、榎本、沢、赤松、田口らは、海軍諸術（船具、船舶の運用、砲術、小銃、蒸気学、火薬製造法）などを学んだのであるが、その学習上の具体的成果や貢献は、西や津田の広汎にわたる文化的貢献にくらべると見劣りせざるをえない。

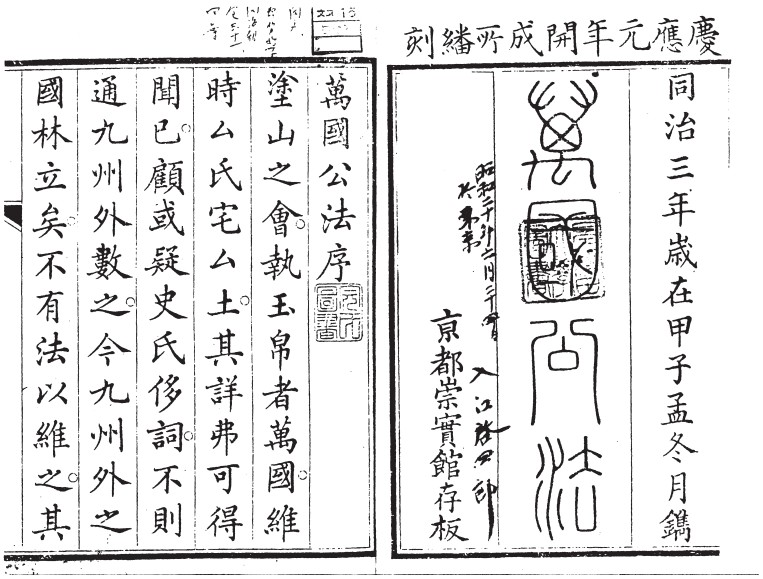

蕃書調所が翻刻した『万国公法』（慶応元年刊）。
〔早稲田大学中央図書館蔵〕

いずれにせよ、幕末期、政府と民間は、国際法というものに注目しはじめ、逸早くそれについての書物を海外にもとめたところ、漢訳があることを知り、慶応元年（一八六五）に幕府の洋学機関である開成所（蕃書調所―洋書調所を改称したもの）が、それを翻刻した。その漢訳（全六冊）とは、アメリカの有名な法学者であり外交官であったヘンリー・ホイートン（一七八五～一八四八）の原著 *Elements of International law*, 1864 を中国語に翻訳したものである。

ホイートンは、アメリカのロード・アイランド州の州都プロヴィデンスの裕福な商人の子として生まれ、長じてブラウン大学に学び、卒業後ヨーロッパに留学した。帰国後、ニューヨークにおいて弁護士をやり、のちプロシア駐さつのアメリカ公使をつとめた。一八四七年ハーバート大学で国際法をおしえるようになり、やがて教授となった。かれの主著『国際法の初歩』（一八三六年）は、何度も版をかさね、名著の定評があった。

訳者は、じつはアメリカ人であった。名をウィリアム・アレクザンダー・パーソンズ・マーティンWilliam Alexander Parsons Martinといい、アメリカ長老派教会外国伝道局の宣教師であった。かれは中国人に協力してもらい、漢訳した。マーティンは、中国名を丁韙良、号を冠西といった。一八二七年ペンシルバニア州に生まれ、インディアナ大学やニューオールバニーの長老派の神学校にまなんだ。

一八五〇年（道光三〇年）年より、中国の寧波で伝道に従事し、およそ十年間同地でくらした。この間に中国語や中国文化を意欲的に学習した。一八六二年（同治元年）北京にうつり、伝道のしごとのかたわら外交使節団の顧問となり、天津条約・北京条約の交渉にも活躍した。一八六五年同文館英文教授、同六九年総長、一八九八年（光緒二十四年）京師大学堂（北京大学の前身）の西学総教習（館長）に就任した。

著訳書としては、キリスト教の布教書関係のものが多いが、国際法規の大略を漢文に訳し、同治三年（一八六四年）すなわちわが元治元年に刊行したのが『万国公法』である。この本は中国において格別注目されたわけではなかったが、[4] 間もなく長崎に伝わり、慶応元年（一八六五）に開成所が翻刻し、京都の崇実館に出版させた。識者は争ってこの翻刻をよんだという。

> 此書は翌慶応元年に東京大学の祖校たる開成所で翻刻出版せられたが、是れまで鎖国独棲して居った我国民は、始めて各国の交通にも条規のあることを知ったのであるから、識者は争って此書を読むが如き有様であった（穂積陳重著『法窓夜話』、河出文庫、一〇九頁）。

忘れてはならぬ点は、国際法というものがわが国に移入されたのは、中国を通じてであったことである。[5]

原本は第一部（Part First）から第四部（Part Fourth）まであり、いま各区部の頭書（説明文）だけを中国語訳と原文（英語）とを対照するために、つぎにかかげてみよう。

第一巻	Part First.
釈公法之義明其本源題其大旨	Definition, sources,and subjects of International Law.
第一章　釈義明源	Chapter I. *Definition and sources of International Law.*
第二章　論邦国自治自主之権	*Nations and Sovereign States.*
第二巻	Part Second
論諸国自然之権	Absolute International Rights of States.
第一章　論其自護自主之権	Chapter I. *Right of Self-preservation and Independence.*
第二章　論制定津法之権	Chapter II. *Rights of Civil and Criminal Legislation.*
第三章　論諸国平行之権	Chapter III. *Rights of Equality.*
第四章　論各国掌物之権	Chapter IV. *Rights of Property.*
第三巻	Part Third
論諸国平時往来之権	International rights of states in their pacific relations.
第一章　論通使	Chapter I. *Rights of Legation.*

第二章　論商議立約之権

第四巻

論交戦条規

第一章　論戦始

第二章　論敵国交戦之権

第三章　論戦時局外之権

第四章　論和訳約章程

Chapter II.
Rights of Negotiation and Treaties.

Part Fourth.

International Rights of States in their hostile relations.

Chapter I.
Commencement of war and its immediate effects.

Chapter II.
Rights of war as between enemies.

Chapter III.
Rights of war as to neutrals.

Chapter IV.
Treaty of peace.

本文の書き出し（第一頁）は、つぎのように漢訳されている。

第一巻、釈公法之義、明其本源題其大旨、

第一章、釈義明源、

天下無人能定法、令万国必遵、能折獄、使万国必服、然万国尚有公法、以統其事、而断其訟焉、或問此公法、既非由君定、則何自而来耶、日将諸国交接之事、揆之於情、度之於理、深察公義之大道、便可得其淵源矣、夫各国固有君、為已之民、制法断案、万国安有如此統領之君、豈有如此通行之法乎、所有通行之法者、皆由公議而設、但万国既無統領之君、以明指其往来条例、亦無公舉之有司、以息其争端、倘求公法、而欲恃一国之君操其権、一国之有司、釈其義、不可得矣、欲知此公法准心何権而立、惟有究察各国相待、所当守天然之義法而已、至於各公師弁論此義法、則各陳其説、故所論不免歧異矣……

これはつぎに引く原文を訳したものである。

PART FIRST

DEFINITION, SOURCES, AND SUBJECTS OF INTER-NATIONAL LAW.

CHAPTER I.

DEFINITION AND SOURCES OF INTERNATIONAL LAW.

§ I. There is no legislative or judicial authority, recognized by all nations, which determines the law that regulates the reciprocal relations of States. The origin of this law must be sought in the principles of justice, applicable to those relations. While in every civil society of state there is always a legislative power which establishes, by express declaration, the civil law of that State, and a judicial power, which interprets that law, and applies it to individual cases,in the great society of nations there is no legislative power, and consequently there are no express laws, except those which result from the conventions which States may make with one another. As nations ackowledge no superior, as they have not organized any common paramount authority, for the purpose of establishing by an express declaration their international law, and as they have not constituted any sort of Amphictyonic magistracy to interpret and apply that law, it is impossible that there should be a code of international law illustrated by judicial interpretations.

（Henry Wheaton LL.D.,: *Elements of International* Law. eighth edition. Little, Brown, and Company, Boston, 1866, p.3）

この一節は、国際法の定義・起源・課題などについて論じたものである。あらましの意はこうである。――すべての国が認める立法もしくは司法上の権威はいないという。国と国との相互関係を規制しているのが国際法である。国際法の起源はどこにあるのか。それは国と国との関係に当てはまる、正義の原理にもとむべきものであるという。あらゆる市民社会や国家には、かならず法権力というものが存在し、それが国家の市民法を制定している。いかなる国家も国際法をつくるための至上者、共通の最高権威者をもたず、また国際法を解し、それを用いる隣保同盟の長官がいない由に、公正なる解釈によって説明されうる国際法の法典は存在しないのである。

原文はかなりむずかしい内容のものだが、マーティン師は、漢訳するに際して、――

江寧の何師孟
通州の李大文
大興の張煒
定海の曹景

ら清国人の協力をえた。原稿ができたとき、数巻を総理各国事務衙門（役所）に提出し、閲をうけ、大臣らの出資により刊行した（「凡例」）。丁韙良（William Martin）訳『万国公法』の翻刻版が慶応元年（一八六五）に成るや、駐日イギリス公使ハリー・スミス・パークス（一八二八～八五、のち駐清公使）は、さっそくそれを求め、中国にいる訳者マーティン師のもとに一部送った。

当時江戸駐劄ノ公使タル　さあ・はりい・ぱあくすハ　学術ヲ移入セントスル余ガ努力ニ同情ヲ表シテ、其ノ日本ノ初版一部ヲ余ニ送リ越セリ（*A cycle of Cathay*, p.234）。

注・鈴木券太郎「万国公法」上梓の年につきて」（『新旧時代』八月所収、第一年第六冊、大正14・6・20）より。

また松本良順（一八三二～一九〇七、幕末・明治期の医師）は、当時将軍・家茂の侍医であったが、慶応二年（一八六六）三月十四日『万国公法』（六冊）を小姓木村備後守を通じて上覧に供した。

一　万国公法　　六冊

右は内々松本良順ゟ入二御覧一度旨に而。此方共迄差出候に付。咄合之上。御用掛衆伊豆守殿江御咄申。此方共より内々入二　御覧一候積に入二　御覧一。

注・『続徳川実紀 第五篇』所収、昭徳院殿御在坂日記 慶応二年三月十四日のくだりより。

同書を将軍・家茂に献上した時期は、第二次長州征伐のころであり、家茂は大坂城にいたが、諸藩はこれに非協力的であった。慶応二年一月、薩長連合の密約がなり、薩摩は出兵を拒否した。

同年七月二十日――十四代将軍・家茂が急死した。国事多難の折、家茂は『万国公法』に目を通したかどうかはっきりしないが、この書物はのちに学問所（開成所）にもどされたようである。

大久保一翁（一八一七～八八、幕末・明治期の政治家）は、蕃書調所頭取、駿府・京都町奉行、側用取次、外国奉行、若年寄などを歴任した幕府官僚だが、慶応三年（一八六七）三月に十五代将軍・慶喜に『万国公法』（六冊）を五部献上した。慶喜は同書を二部手もとにおき、三部を御用部屋（老中や若年寄の執務室）に下げわたした（尾佐竹猛「国際法の発達［一］」（『法律及政治』所収）。

副島種臣（一八二八～一九〇五、幕末・明治期の政治家、のち明治政府の参与、制度事務局判事、宮内省御用掛）は、佐賀藩の英学修業の生徒監として長崎におもむいた折、同藩の致遠館の教師グイド・ヘルマン・フリドリン・フルベッキ（一八三〇～九七、オランダ人。アメリカの宣教師）が所有していた書物の中に、〝漢訳の万国公法〟があることを知り、ひまにまかせ「わが流義でアジア流義に合はして読んだ」と、「国際法学会」の席上、「明治初年外交実歴談」と題して講演をおこなったとき、かたった［明治35・5・29］（『国際法雑誌』第五号所収、明治35・6・11）。

西と津田の二人が、オランダにおいて日本人としてははじめて国際法の概要を正式にまなんだ先駆者であったとすると、二番手は、かれらと同じように幕生であった榎本釜次郎（武揚、一八三六～一九〇八、明治期の政治家）である。同人については、あとでくわしくふれるが、オランダ留学中にハーグにおいて、フランス人テオドール・オルトラン著『国際法と海上外交術』（M. Theodore Ortolan: *Règles Internationales et Diplomatie de la mer*, 1856）を日本人掛のオランダ人教師に蘭訳してもらい、その写本（二冊）を苦労をかさねて学んだ。

三番手は、福地源一郎であり、かれは安政六年（一八五九）以後、ホイートンやフィリモーの蘭訳を辞引をひきながらかじり読みしていた。慶応元年（一八六五）五月、柴田剛中（日向守）が、横須賀製鉄所建設のために、フランス人技術者の雇用や機械類の購入等の用務をおびて英仏におもむくとき、福地は通弁として同行した。このとき外国奉行より、国際法を研究する内命をうけたが、果せなかった。

福地は渡欧まえに、蘭通詞の森山多吉郎や外国奉行から、フランスにおいて目立たぬように万国公法をまなぶようにいわれていた。パリ到着後、海軍技師フランソワ・レオンス・ヴェルニー（一八三七～一九〇八）の紹介により、二、三の国際法学者と会い、教えを乞うたが、相手は福地が

法律のことを何も知らぬことにおどろき、講義も説明もできないのにこまってしまった。ふつうの法理論、国際上の歴史もしらずして、国際法について修業することは、思いもよらぬことであった。

福地が会ったフランスの学者は、異口同音にいった。外交用語はフランス語であるから、まずフランス語のけいこをなすべし、と。ヴェルニーもおなじような忠告をした。福地は渡欧するまえ、今回の洋行では、万国公法の秘奥（奥ぶかい所）をまなび、帰国したとき、それを武器に雄弁をふるい、外国の公使らの驕慢を打ちくだいてやろう、と雄々しいこころざしをもっていた。が、わずか数日間の面接試験によって、それが泡沫となってしまった。

そこでかれは心機一転、レオン・ド・ロニ（一八三七～一九一六）という奇人の東洋語学者を先生に、フランス語の勉強をはじめた（『懐往事談』）。

福地は翌慶応二年（一八六六）、国際法修業のためにヨーロッパへ留学を命ぜられたし、と美濃紙に二十枚ほど請願書をかき、外国奉行のもとに提出したが、許されなかった（尾佐竹猛著『国際法より観たる幕末外交物語』文化生活研究会、大正十五年十二月、五頁）。またしてもかれの夢はついえた。

また維新の当初、大隈重信がフランスやイギリスの外交官を相手に、ものごとの理非をはっきりさせるために使ったのも万国公法であったとされる。

万国公法は、幕末から明治初期にかけてかなりの流布本であった。それは万国に通じる純理といった風に解釈されていたようである。国際法の思想は、この本を通じてじょじょに国内に普及し、ちまたの人間もこれを口にしたり、文字にする者も生じるようになった。

西周助訳述『万国公法』が刊行された慶応四年（一八六八）以降、ほかにも類書が発行されている。

ホイートン原著 堤穀士志訳	『万国公法釈義』［四巻］御書物製本所	慶応四年
ホイートン原著 瓜生三寅訳	『交道起源・一名　万国公法全書』京都竹苞楼	慶応四年
マルテンス原著 福地源一郎訳	『外国交際公法』福地氏蔵版	明治二年
子安宗峻 柴田昌吉訳	『英国海軍律令全書』松陰山房	明治三年

ホイートン原著 重野安繹訳	『和訳万国公法』鹿児島藩	明治三年
ウールジー原著 箕作麟祥訳	『国際法・一名　万国公法』弘文堂	明治六年
ハレック原著 秋吉省吾訳	『万国公法』東京　有隣堂	明治七年
ホイートン原著 大築拙蔵訳	『万国公法・始戦論（戦争之部）』明法寮	明治八年
ホイートン原著 高谷龍洲注解	『万国公法蠡管（れいかん）』済美黌	明治九年
ジェームス・ケント原著 蕃地事務局訳	『堅土氏万国公法』坂上半七	明治九年
ヘフトル原著 荒川邦蔵、木下周一共訳	『海氏万国公法』司法省	明治一〇年
ウールジー原著 丁韙良漢訳	『公法便覧』中国版、光緒三年	明治一〇年
ヘフテル原著 荒川邦蔵・木下周一共訳	『万国公法』司法省	明治一〇年
ウールジー原著 妻木頼矩・水野忠雄訓点	『公法便覧』水野忠雄	明治一二年
ブルンチリ原著 岸田吟香訓点	『歩倫氏公法会通』楽善堂	明治一四年
ブルンチリ原著 山脇玄・飯山正秀共訳	『万国公法、戦争条規』近藤幸正	明治一五年
ホウィートン原著 大築拙蔵訳	『恵嶋万国公法』司法省	明治一五年
大谷熊太郎編	『万国公法・交戦条規』	明治一五年
ブルンチリ原著 大築拙蔵訳	『万国公法』司法省	明治一五年
丁韙良漢訳	『陸地戦例新選』懸車堂	明治一七年
ホール原著 三宅恒徳訳	『国際法　上巻』横田四郎	明治二一年
沼崎甚三著	『万国公法要訳』博聞社	明治二一年
オルトラン原著 海軍参謀本部訳	『海上国際法規』海軍参謀本部	明治二二年
長岡護美著	『万国公法講述』	明治二三年
パテルノストロ原著 安達峰一郎訳	『国際法講義』明治法律学校講法会	明治二三年

ホイートン原著 堤穀士訳『万国公法釈義』（四巻）は、大阪において刊行され、丁韙良（チンウェイリャン）（ウィリアム・マーティン）の分を堤穀士志（ティコウシュシ）が和訳したものである。

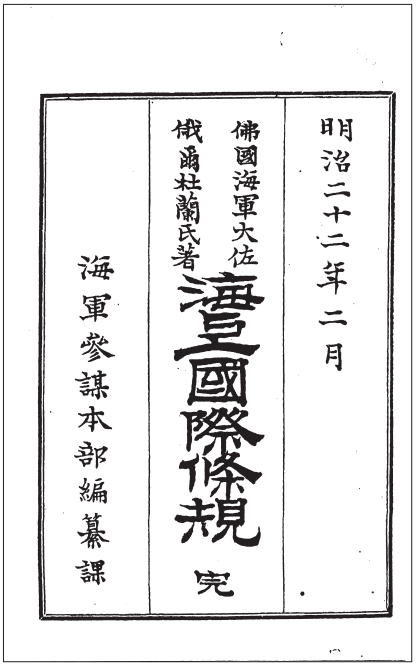

オルトラン原著
海軍参謀本部訳『海上国際法規　完』（明治22年）。
〔国立国会図書館蔵〕

西が訳したフィッセリングの『万国公法』よりもわかりやすいものという（尾佐竹猛「国際法の発達［一］）。

ホイートン原著
瓜生三寅訳『交道起源・一名 万国公法全書』は、ヘンリー・ホイートンの原書 *Elements of International Law* から反訳したものであり、訳者は“International Law”を従来のように「万国公法」と訳さず、

「交道」

と訳している点に注意すべきものという（尾佐竹前掲論文）。

マルテンス原著
福地源一郎訳『外国交際公法』（二巻）は、福地がホッドソンの英訳本からこれを重訳したものである。「緒言」によると、原本は一八六七年にロンドンで刊行されたものというが、いろいろ捜してみたが見当らない。マルテンスのこの訳本は、明治二年（一八六九）十月刊行された。

原著者のマルテンスについてもわからぬことが多い。福地はマルテンスのことを「独乙（ドイツ）ノ学士バロン＝チヤルトマルテンス」としるしている。が、Baron Karl von Martens（一七九〇～一八六三）が正しいようだ。マルテンスの叔父は、ゲオルク・フリードリヒ・フォン・マルテンス（一七五六～一八二一）といい、ジャーナリスト、外交官、ゲッチンゲン大学教授として活躍し、条約集七巻（仏文）を編纂したことで知られている。が、甥のほうは叔父ほど、世間に名が聞こえていないようだ。

英訳本はみつからなかったが、幸いフランス語の原本を見ることができ、それには――

LE
GUIDE DIPLOMATIQUE.
PRÉCIS
DES DROITS ET DES FONCTIONS.
PAR

Le B^N CHARLES DE MARTENS.
Leipzig:
F. A. BROCKHAUS.
1866

（シャルル・ドゥ・マルテンス男爵著『外交案内――法と職務の概要』ライプツィヒのエフ・アー・ブロックハウス社刊、一八六六年）

とある。同書は上下二巻本で、第一巻は三〇〇頁、第二巻は三八八頁、あわせて六八八頁の大著である。

本の中味は、公使の職務や権利義務について解説したものである。

マルテンスのこの本は、中国において光緒二年（明治九年）に丁韙良（チンウエイリヤン）によって、『星軺指掌（シンツアツツアン）』と題して漢訳出版されたという（大平善梧「国際法学の移入と性法論」（『一橋論業』第二巻第四号所収）。

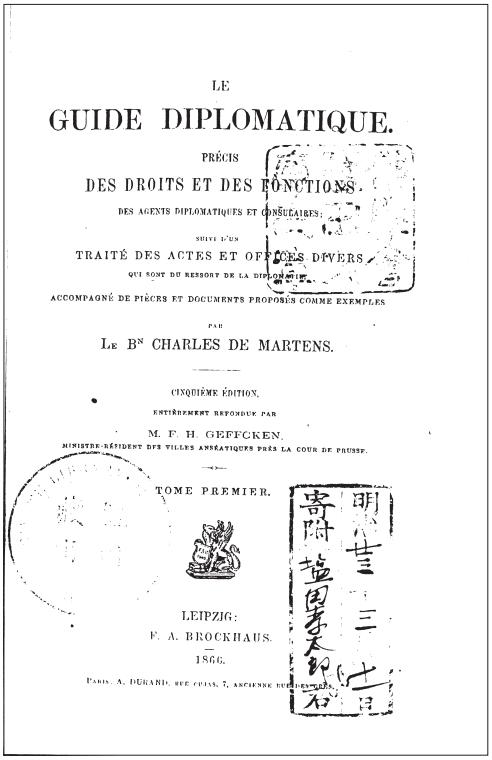
LE
GUIDE DIPLOMATIQUE.
PRÉCIS
DES DROITS ET DES FONCTIONS
DES AGENTS DIPLOMATIQUES ET CONSULAIRES;
SUIVI D'UN
TRAITÉ DES ACTES ET OFFICES DIVERS
QUI SONT DU RESSORT DE LA DIPLOMATIE
ACCOMPAGNÉ DE PIÈCES ET DOCUMENTS PROPOSÉS COMME EXEMPLES
PAR
Le B^N CHARLES DE MARTENS.
CINQUIÈME ÉDITION,
ENTIÈREMENT REFONDUE PAR
M. F. H. GEFFCKEN,
MINISTRE-RÉSIDENT DES VILLES ANSÉATIQUES PRÈS LA COUR DE PRUSSE.
TOME PREMIER.
LEIPZIG:
F. A. BROCKHAUS.
1866.
PARIS, A. DURAND, RUE CUJAS, 7, ANCIENNE RUE DES GRÈS.

シャルル・ドゥ・マルテンス男爵著『外交案内－法と職務の概要』（1866年）。〔法政大学附属図書館蔵〕

福地訳は英訳本の抄訳であり、上（三十四葉）・下（三十八葉）の二冊本である。本の大きさは、縦27cm×横15cmである。表紙の色は、濃いむらさきである。

奥付には――、

明治二年己巳（つちのとみ）七月二九日
官許
福地氏蔵板

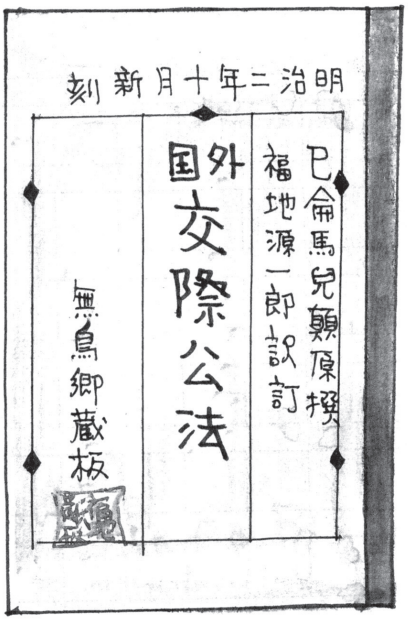

マルテンス原著
福地源一郎訳『外国交際公法』（明治２年）。早大の貴重書。筆者によるスケッチ。
〔早稲田大学中央図書館蔵〕

とある。

「緒言」（漢字とカタカナの混交文）をやさしくいい換えると、つぎのようになる。

売弘所　東京芝明神前
　　岡田屋嘉七

戊辰（明治元年〔一八六八〕）十月、駿府城を去り、ふたたび東京にやって来たが、うつうつとして楽しまなかった。病いをむさ苦しい、貧しい裏まちにやしない、数ヵ月というもの門外に出なかった。たまたま友人某がやって来て、本を机のうえに置くと、こういった。

この本は「ディプロマティック・ガイド」といい、外国と交際するとき、最初になすべき務について記したものである。ドイツの学士シャルル・マルテンス男爵が著わした書物を、イギリスのホドソンが英訳し、一八六七年にロンドンにおいて刊行したものである。

……

このあと友人は、国家が維新にのぞんだいま、外国との交際は急務となった。きみはこれを訳して公にすべきである。そうすることが国家の恩にむくいることであり、また学問や修養に志す者が重んじねばならぬのは、世間のために役立つことをするにある。これにたいして福地は、官職を辞してからというもの著述を絶っている、

といって相手にしなかった。が、友人から翻意をうながされ訳筆をとることにしたという。

同書の目次をみると、つぎのようにある。

巻上

第一篇

第一章　外国事務官

第二章　外国事務大臣

第三章　外国事務大臣ノ職務

第二篇

第四章　公使

第五章　公使ヲ送ルベキ条理

第六章　公使ヲ受クベキ条理

第七章　公使ノ等級ヲ定ムルノ条理

第八章　公使ノ人員ヲ定ムルノ条理

第九章　公使人撰ノ法

第十章　弁理公使ノ職務

以下、省略する。

また第一頁の書きだしは、つぎのようにある。

外国交際公法　巻上

第一篇

第一章　外国事務官

坤輿ノ諸邦（世界各国）、漸ク開化ニ赴キ、文明ニ進ミ、往来貿易ノ道、日ニ隆盛ニ至レルヨリ、人智モ亦随テ開ケ、新ニ大洲（大国）ヲ見出シテ、印度東航ノ道路ヲ験知シ、文字ノ刊刷ヲ発明シテ、学術ノ昌運（盛んになる運命）ヲ裨益シ、欧州ノ観ヲ改ルニ及ヘリ、然ルニ教法改革ノ変起リ、各国互ニ曲直（よこしま）ノ条理ヲ論シ、口実ヲ設ケ間隙ヲ覗ヒ、強ヲ以テ弱ヲ侵シ、衆ヲ以テ寡ヲ制スルノ「アルヲ以テ、千五百年間各国会議シテ、公平ノ所置ヲ謀リ、始メテ公使ヲ派出シ、互ニ在留セシムル「ノ原由（ことの起こり）ヲナセリ、

注・ルビおよび（　）は、引用者による。

これまで国際法の名称として、〝万国公法〟の名がひろく日本国内に流布していたが、仔細にその原名

（英）International Law
（独）Völkerrecht
（仏）Droit International, Droit des gens
（蘭）volkenrecht
（伊）Diritto Internationale
（西）Derecho internacional

を考えたとき、「国際法」と訳すのがふさわしいとおもったのは、箕作麟祥（一八四六～九七、明治期の啓蒙的官僚学者。蕃書調所に出仕し、維新後、欧米諸法典の翻訳や編さんにあたった。のち和仏法律学校［現・法政大学］の校長となる）であった。

箕作は明治六年（一八七三）三月、スィオドール・ドワイト・ウールジーの原著（*Introduction to the study of International Law*, Charles Scribner's sons, 1872）を反訳し、『国際法・一名 万国公法』と題して出版した。一名（またの名）を「万国公法」としたのは、この語を用いた先学に敬意を表してのことのようである（「例言」）。

原書はよくよまれ、よく売れたようである。わたしが見たものは第五版（一八七二年刊）であるが、初版は一八六〇年に出版されている。

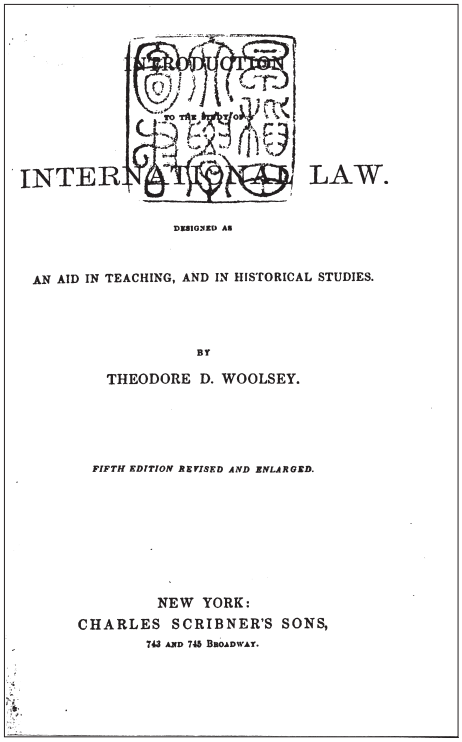
INTRODUCTION
TO THE STUDY OF
INTERNATIONAL LAW.
DESIGNED AS
AN AID IN TEACHING, AND IN HISTORICAL STUDIES.
BY
THEODORE D. WOOLSEY.
FIFTH EDITION REVISED AND ENLARGED.
NEW YORK:
CHARLES SCRIBNER'S SONS,
743 AND 745 BROADWAY.

スィオドール・ドワイト・ウールジーの『国際法入門』［第5版］（1872年）。〔早稲田大学中央図書館蔵〕

いずれにせよ、「国際法」という訳語をつくり、それをはじめて用いたのは箕作麟祥であった。箕作のこの訳語は、すぐ司法省に認められはしなかったが、その創案約十年後、――明治十四年（一八八一）に学科改正をおこなったときから、大学において正式にこれを採用し、さらに一般にも用いられるようになったという（穂積陳重『法窓夜話』）。

原著者スィオドール・ドワイト・ウールジー（Theodore Dwight Woolsey）について簡単にふれておく。かれは一八〇一年にニューヨークで生まれ、のちイエール大学のギリシャ語・ギリシャ文学の教授となり、後年同大学の学長に就任した。ギリシャ古典についての著述のほかに、社会科学方面のしごともある。

明治初年当時、わが国に舶載された国際法の書は、ほとんどがホイートンとウールジーのものであった。この二人が説こうとした国際法とは、どのようなものであったのか。いまその学説の概要をかいつまんで記すとつぎのようになる。

ヘンリー・ホイートン……

めぐまれた家庭環境のなかで育ったホイートンは、四ヵ国語に通じ、その語学力と二十年にもおよぶ外交官としての経験から、国際法について豊富な知識をもつことができた。かれの主著『国際法の初歩』（一八三六年）は、フィラデルフィアとロンドンで刊行された。さいわい江湖の好評を博し、何度も版をかさねた。

著者が本書を執筆するに際して目ざしたものは、平時や戦時における国家間の交際において、国家の行為を支配する条規や原理をあつめることであった（「初版への告知」）。またどのような読者を想定して執筆したのか。ホイートンによると、法律家というより、外交官や公務員を対象にしているという。

国際法を構成しているところの条規や原理の大半は、国家間の交際や慣例から導きだされるという。著者はほとんどの文明国の同意がえられるような一般的な条理や原理をあつめようとした。国際法の知識は、政治的

問題に関心がある者にとって、ひじょうに重要なものという。

スィオドール・ドワイト・ウールジー… ウールジーの『国際法入門』（一八六〇年）は、よく読まれた本であり、ホイートンのものと同じように何度も版をかさねた。本書は、多年、国際法をおしえてきた中から生れたようで、法律の専門家というより、一般の若者の教養書として書かれたものである（「第四版の序」）。同書は、五二六頁もある大著である。

ウールジーが考える国際法とはいかなるものか。国際法とは広義においては、国家間の交際の規則だという。それは正義や道徳上の主張から導きだされる規則である。ウールジーによると、人間社会において、各個人が守られるように、社会を公正なものにしているのは、神から植えつけられた正義の観念であり、正義は義務とむすばれている。

狭義においては、国際法は明確に定められた規則の大系であり、各国はそれにもとづいてお互い交際する。また国際法は、キリスト教国が国と国との関係において義務と考える規則の集合体である。

要するに〝国際法〟とは、国家のあいだでおこなわれる法律のことである。こんにち〝国際法〟は確定名称として各国において用いられているが、その名称の起源と変遷はヨーロッパにある。国際法についての断片的制度もしくは観念を古代ギリシャやローマにもとめることも可能であるが、ヨーロッパに

国際法の観念

が生まれたのは、多数の独立国が対立した中世末期のこととされる。国際法の観念は、ローマ法の思想に影響され、発達をうながされた（板倉卓造著『近世国際法史論』厳松堂書店、大正十三年三月）。

国際法は、その発達の初期において、ヒューゴ・グロティウス（一五八三～一六四五、オランダの法学者、国際法の祖）によって、*Jus Gentium*（ユース・ゲンティウム）（「平時法規」）と呼ばれた。しかし、ローマ法の*Jus Gentium*は、その実質において近代の国際法とは異なるのである。

この語は、ローマの新領地の人民とローマ市民との関係、新領地人民相互の関係、ローマ市民と外国人、外国人相互の関係を定めた法則を意味したようである（山田三良「国際法の始祖フーゴー、グローチウス」（『国際法外交雑誌』第二四巻第五号［グローチウス記念号］所収）。

国際法は、Jus Gentium以外に、

Jus Civile（ユース キウィレ）（「市民法」）
Jus Naturale（ユース ナトゥラレ）（「自然法」）

などと同一意義に解せられた（板倉前掲書）。

グロティウスは、国際法は、人類の正義心を根拠とする自然法にのっとるべきものと考え、国際法の歴史は、人道の歴史にほかならないことを示そうとした。

＊

二　西周の『万国公法』の訳業について

わが国の明治初年は、武家政治が終えんをつげ、近代国家として新たな第一歩をふみだした時期であった。文化的には、まだ後進国であった日本は、西洋文化をさかんに吸収摂取することにつとめた。この時期、西周が敬蒙活動に尽力したことは、周知のことである。しかし、その著訳書は、こんにちから見ると難解であるばかりか、じつに読みづらい。

一つには西の文章は漢文調であり、変則的な語法や造語などが多いためである。国漢の素養にとぼしい現代人からすれば、かれの著作を正しく理解することは容易ではない。

西　周

西が用いる学術語のほとんどすべては、いまわれわれが使っているものと違っているばあいが多い。西と津田真一郎（真道）は、幕生として渡蘭後、レイデンで語学の研修を三ヵ月ほどうけたのち、文久三年八月下旬（一八六三年十月上旬）より、慶応元年十月（一八六五年十一月）まで、およそ一年三ヵ月当地大学のシモン・フィッセリング教授について〝五科〟をまなんだ。

両人が師事したシモン・フィッセリング（Simon Vissering）とは、どのような人であったのか。いまその略伝を記すと、つぎのようになる。フィッセリングは、一八一八年六月二

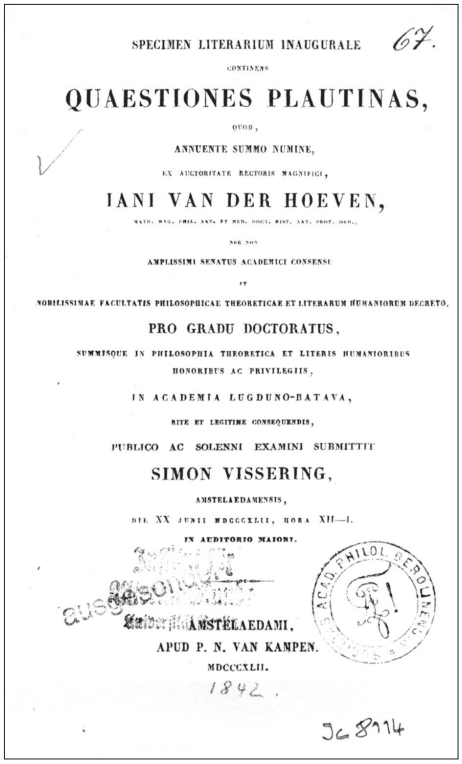
SPECIMEN LITERARIUM INAUGURALE 67.
CONTINENS
QUAESTIONES PLAUTINAS,
QUOD,
ANNUENTE SUMMO NUMINE,
EX AUCTORITATE RECTORIS MAGNIFICI,
IANI VAN DER HOEVEN,
MATH. MAG. PHIL. NAT. ET MED. DOCT. HIST. NAT. PROF. ORD.,
NEC NON
AMPLISSIMI SENATUS ACADEMICI CONSENSU
ET
NOBILISSIMAE FACULTATIS PHILOSOPHICAE THEORETICAE ET LITERARUM HUMANIORUM DECRETO,
PRO GRADU DOCTORATUS,
SUMMISQUE IN PHILOSOPHIA THEORETICA ET LITERIS HUMANIORIBUS
HONORIBUS AC PRIVILEGIIS,
IN ACADEMIA LUGDUNO-BATAVA,
RITE ET LEGITIME CONSEQUENDIS,
PUBLICO AC SOLENNI EXAMINI SUBMITTIT
SIMON VISSERING,
AMSTELAEDAMENSIS,
DIE XX JUNII MDCCCXLII, HORA XII—I.
IN AUDITORIO MAIORI.
AMSTELAEDAMI,
APUD P. N. VAN KAMPEN.
MDCCCXLII.
1842.
JC 8774

フィッセリングの学位論文（法学博士）の表紙。〔筆者蔵〕

十三日アムステルダムに生まれ、一八八八年八月二十一日エレコムで亡くなった。享年七十歳であった。先祖はオーストフリースランドのレーアに住む商人であった。父ウィレムはアムステルダムに移り住むと、ダムラック（同市の目抜き通り）でくらした。やがてデボラ・メナルダという女性と知り合い結婚した。この二人のあいだに生まれたのが、シモンであった。母はシモンと娘を生んだのち夭折した。

シモンは初等教育をうけたのち、一八三五年から同三八年までアムステルダムのラテン語学校（古典語を重視する中等学校）に通い、ついで名門アテネウム（六年制のギムナジウム）に進学した。高校の課程をおえたのち、一八三九年レイデン大学に入学した。一八四二年文学と法学の博士号を取得した。一八四三年アムステルダムでしばらく弁護士を開業した。のち『アルヘーメン・ハンデルスブラット』『ドゥ・ヒッツ』『アムステルダムセ・クーラント』といった新聞の寄稿者となり、ジャーナリズム界で活躍した。

一八五〇年一月――大学時代の恩師ヤン・ルドルフ・トルベッケ（一七九八～一八七二）が内務大臣に就任したので、フィッセリングは、その後任としてレイデン大学教授となった。かれはトルベッケの衣鉢をつぎ、三十年ちかく政治学・経済学・統計学などをおしえた。一八七九年八月、蔵相に就任した（*Nieuw Nederlandsch Biografisch Woordenboek*, tiende deel,A.W.Sijthoff's Uitgevers-maatschappij N. V, Leiden, 1937, P.1119～1122）。

両人は毎週二夕、フィッセリング教授の私宅にかよい、五科の大要の口述を筆記したとされる。いわゆる「五科口訣紀略」がそれである。左にしめすものは、「五科」の原語と西の訳語および簡単な解説である。（　）内の解説は、「性法万国公法国法制産学政表口訣」を参考にし、引用者がつけたものである。

Natuurregt　性法学（百法の根源を論ずるもの）
Volkenregt　万国公法学（性法を推拡し、万国の交際を律するもの）
Staatsregt　国法学（国家の法規を紀するもの）
Staatshuishoudkunde　経済学（富国安民の術）
Statistiek　政表学（一国の情状如何を察しその詳密を致する術）

これらの術語に、いまの綴字と訳語を当てはめると、つぎのようになる。

natuurrecht　自然法
自然権
volkenrecht　国際法
staatsrecht　国内法
staatshuishoudkunde　経済学
statistiek　統計学

西の「五科」の訳語は、西じしんが作ったもののようだ。江戸期に作られた最大の語彙を誇る蘭和辞典は、『和蘭字彙』（オランダじい）（俗称・「ズーフーハルマ」。天保四年［一八三三］完成）である。が、この中には、五科にみられる単語は出てこない。しかし、法律関係の単語が少なからずみられる。たとえば――

regt. z. g. geregtigheit.　政法又法律
Het burgerlyk regt.　外国ノ法律（国々ニ於テ立タル法）

Het regt der volkeren.　人間界ノ通法（漂民ヲ憐ミ使者ヲ虐セザル類）

regt.　国法

などがそれである。原語をいまふうに訳してみよう。

Regt.z.g.geregtigheitは、〝法すなわち正当性〟の意。

het burgerlÿk regtは、〝国民の法〟の意。

het regt der volkerenは、〝諸民族の法律〟の意。いまの国際法のいみに近い。

regt（=recht）は、〝法律、権利〟を意味する一般的なオランダ語である。

西は津田とともに業をおえ帰国の途につき、慶応二年（一八六六）正月帰国した。西は開成所教授手伝に任じられ、同年四月オランダから持ち帰った〝和蘭政事学ノ書〟を和訳する命をうけた。西は「万国公法」（全四冊）を、津田は「泰西国法論」（全四冊）をうけもち、前者は慶応四年（一八六八）四月に刊行され、後者は慶応二年九月に上梓された。これらの二書は、ヨーロッパの近代法学の一端を紹介したものとして、わが国最古の文献である。(6)

西が訳した「万国公法」は、官版と私版の二種類がある。が、いちばんの普及版は、私版（京都の書店――竹苞楼（ちくほう）と瑞厳堂の共同出版）(7)であったようだ。

明治初年から同十年代のおわりごろまでのわが国の翻訳の大半は、正訳とはほど遠いものであり、抄訳（原文の一部を抜いて訳したもの）や縮訳（原文をちぢめたもの）、自由訳などであった。

西の「万国公法」の訳業を原文と対比して検討した研究は、まだ無いようである。が、いまいくつか気づいた点について管見をのべてみたい。

同書の「凡例」をよむと、つぎのようなことが書いてある。いま冒頭の部分を、いまのことばに言い換えるとこうなる。

――この本の原本（モトヅキ）は、オランダのレイデン府の大学で博士の職にあるわが師フィッセリング氏が口授したものである。われわれはそれを師の目のまえでエンピツをもって書き取ったのである。本書の体裁は、初学者にとって便利なものとした。綱の目を持ちあげると同じように、大要を掲げ、すじみちを

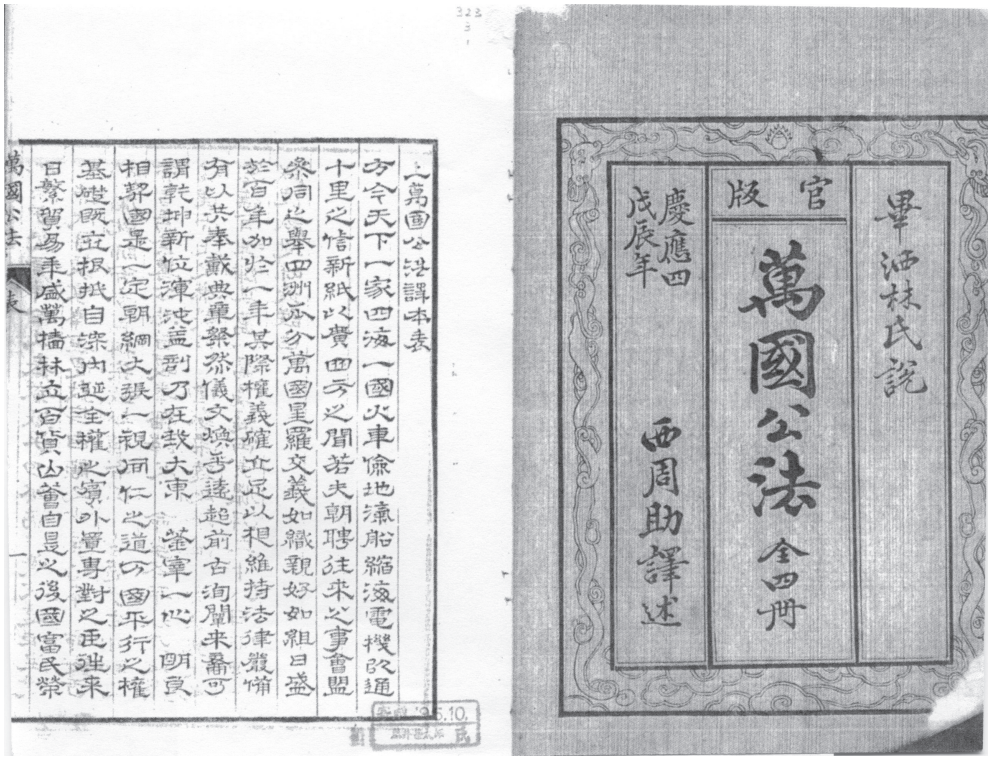

フィッセリング氏説 西周助訳述『官版万国公法　全４冊』（慶応４年刊）
〔法政大学附属図書館蔵〕

立てて叙し、本論に先だつ部分をすてた。読者を助ける趣旨から出たことである。そうした理由は、一つには学習者の気ままな性質を助け、また一つには試験のときに役に立ってほしいからである。

とくに注意を要するのは、西が師の口述をエンピツで筆記した、といっている箇所である。原文では「畢酒林氏ノ口ツカラ授ケラレタルヲ、余等親ニ　カノ石墨モテ書キトレルモノニソアリヌル」とある。（注・漢字のルビは、引用者による）。

西と津田は、師が口でのべる専門的内容をそのまま筆記できるほどオランダ語の学力があったのであろうか。この点になると、疑問の余地がある。フィッセリングは、両人の授業を担当すべきかどうか、すくなからずためらったようである。両人の語学力はじゅうぶんとはいえず、何よりもこれまで受けた教育は、まったくヨーロッパのものと違っていたからである。とても講義を理解することはできないであろうと考え、いくどかためらった。が、じぶんが専攻している学問のため、また日蘭の親ぼくを深める一助となるとおもって断然承諾することにした（幸田成友「和蘭に於ける日本最初の留学生」、西、津田宛のフィッセリング書簡［一八六五・一一・二八付］）。

フィッセリングは、五科についての講義を引きうけるにあたっ

て、両人に条件をつけた。授業に先だち、まずオランダ語を深くまなんでほしい、と。オランダ語をよく解し、会話に熟達すれば、講義が理解しやすい（「五科学習に関するフィッセリングの覚書」）。

西と津田は、渡蘭前、オランダ語の文法と訳読をまなび、みずから辞引だけをたよりに蘭書を繙読（はんどく）していた。しかし、自習同然にまなんだ語学であったから、聴解力、作文力、会話力にいたってはじゅうぶんとはいえず、フィッセリングがオランダ語をじゅうぶん勉強してほしい、といったのは道理のある注意であった。両人は、レイデンの小学校長ファン・ディクより、三ヵ月ほど他の留学生とともにオランダ語を集中的に学んだが、いかほどの効果があったものか。

筆者の体験からいえば、国内で日本人から訳読を中心に語学を習ったものが、外国人教師の講義を聴いて、それをきちんとノートに取ることは至難の技である。貧弱な語学力で聴きとれるのは断片的なもの―みじかい文章や単語ていどである。早口の聴きとりにくい教師のばあい、ややもすれば〝音〟を聞いているだけである。教師のいうことばを理解して、それをすぐ筆記することは、相当卓越した技量がないとむりである。

西と津田のオランダ語の学力はどのていどのものであったのか、資料や証言などがないので、何ともいえない。両人がフィッセリングの口から、生れてはじめて聴く西洋の学術の内容をそのままノートに筆記できたとは考えにくいのである。フィッセリングは、両人がオランダ語の素養があることを知っていたにせよ、その学力はじゅうぶんでないことをよく分っていたはずである。

これは想像だが、かれは講義に先立って、その大要をしるしたものを両人に手渡し、下読みしておくようにいったか、あるいは講義の日に、両人の目のまえに要綱をしるした紙片をひろげ、それを写させ、それについて口頭で逐条的に説明をくわえたものかもしれない。

とまれ講義をはじめてみると、寸ごうの困難もなく、授業は進み、お互い意志を通じることができた。私宅における夜会は、フィッセリングにとってゆかいな時間であった。

西の『万国公法』の翻訳は、その「凡例」にあるように、原文の字句にこだわった忠実の訳ではない。それは大意の訳（大体の意味をつたえたもの）、抄訳、自由訳とでも呼べそうな訳業である。ときに西はオランダ文の原意を汲みとることができなかったのではないかと思われる箇所も随処にみられる。

いま冒頭のいくつかの章節を例にひいて、その訳しぶりをみてみよう。

Volkenregt

Inleiding

De lessen over het volkenregt zullen gegeven worden volgens deze verdeeling.

1° over het volkenregt in het algemeen,

2° over de regelen van het volkenregt in vrede,

3° over de regelen van het volkenregt bij oorlog,

4° over de regelen en vormen van het diplomatiesch verkeer tusschen de volken.

1e Afdeeling

over het volkenregt in het algemeen

1e Hoofdstuk

over het begrip van volkenregt.

§ 1

Volkenregt (jus gentium, of jus belli ac pacis, droit de gens, völkenrecht, International laws, Derecho de gentes) is dat gedeelte der regtswetenschap waarin de wederzijdsche regten en verpligtingen tusschen de volken behandeld worden.

§ 2

Over het woord volken worden hier verstaan de gevestigde souvereinen staten, die zelfstandig naast en onafhankelijk van elkander bestaan en in regelmatige betrekkingen met elkander verkeeren.

§ 3

Doch de regelen van het volkenregt worden ook als geldende aangenomen tegenover hen die door woord of daad hunnen wil geopenbaard hebben om eenen zelfstandigen onafhankelijken staat te vormen, ofschoon deze nog niet als zodanig gevistigd en erkend is.

§ 4

Vereenigingen van zeeroogers (piraten) en andere daar gelijke vereenigingen die op eigen gezag krijg voeren tegen iedere een zijn van de regelen van het volkenregt uitgesloten.

§ 5

Het volkenregt maakt een deel uit van het algemene staatsregt (jus publicum, droit public ,öffentliches Recht,) hetwelk tweeledig is,namelijk inwendig of eigenlijk staatsregt (jus publicum internum, droit public intérieur, en uitwendig staatsregt (jus publicum externum, droit public exterieur) , of het regt van eenen staat tegen over eenen anderen staat.

§ 6

In de wetenschap van het volkenregt onderscheidt men

1e het natuurlijk of wijsgeerig volkenregt (jus gentium natural)

2e het stellig of beschreven volkenregt (jus gentium positivum)

3e het praktiesch of Europeesche volkenregt (jus gentium practicum,Europeum, droit des gens moderne de l'Europe)

注・出典は日蘭学会編『幕末和蘭留学関係史料集成』（雄松堂書店・昭和五十七年二月）。

西はこの原文を左記のように訳した。いま拙訳（試訳）を下にそえてみよう。

畢洒林氏萬國公法　　開成所教授職　西　周助　謹譚

緒言總括

萬國公法ノ口譚〔訣〕ハ　左ノ四項ニ類別シテ是ヲ授クヘシ

第一ニハ　公法ノ總論

第二ニハ　平時公法ノ條規

第三ニハ　戰時公法ノ條規

第四ニハ　萬國聘問往來ノ條規併（ならび）ニ法式

畢洒林氏　萬　國　公　法　第一巻

公法ノ總論

○第一章　萬國公法ノ大旨

第一節　萬國公法ハ法學ノ一部ニシテ、萬國互ニ相對シ秉（と）ルヿ（こと）ヲ得ルノ權ト務メサルヿヲ得サルノ義トヲ論スル者ナリ

第二節　公法ニテ國ト稱スル語ハ、各自ラ特立シテ他ニ服屬スルヿナクヲ以テ相交ル建奠（けんそん）自主ノ國ヲ指ス

第三節　然レドモ人民自（みずか）ラ特立國ヲ建ント欲シ　他ニ服從セス言行ヲ以テ其意

序文

国際法に関する授業（レス）は、つぎの配分に従っておこなわれる。

一　国際法全般について

二　平時の国際法の条規について

三　戦時の国際法の条規について

四　諸国間を外交上往来する方法と条規について

第一節　国際法全般について

第一章　国際法の概念について

一　国際法（jus gentium, または jus belli ac pacis, droit de gens, völkenrecht, International Laws, Derecho de gentes）とは、法学の一部をなすものである。国際法においては、諸国間相互の権利と義務とが取りあつかわれる。

二　国際法の名のもとに、各国は一定の主権国として理解される。主権国は互いに独立し、支配をうけず、規則正しい関係をたもち、互いに交わる。

三　しかし、独立国を創設するために、言行をもってその意を公にしたる者は、他国がまだ独立国として認めないにせよ、国際法の条規の適用をうける。

ヲ示シタル者ハ、他國未タ直ニ特立建國トナシテ是ヲ豫認（他國ヨリソノ義ニ與シ豫ヘテ獨立國タリト認ムルヲ云フ）セスト雖ドモ、公法ノ條規亦是ニ準ス

第四節　海賊其他如此類、群ヲ成シ黨ヲ結ヒ 自己ノ勢力ニ依リ 凌暴戰爭ヲナスハ 公法條規ノ外タリ（第三巻第三章第三節ヲ比較セヨ）

第五節　萬國公法ハ 國法全體ノ一部ニシテ 國法分チテ二ツトナス、即チ其一ハ 内部ノ國法ニシテ 專ラ國法トイヒ、其一ハ 外部ノ國法ニシテ 他國ヘ對スル國法ナリ

第六節　公法ノ學ハ 其本ツク所三ツアリ

第一ハ　性理ノ公法即チ學術ニ本ツク者

第二ハ　確定ノ公法即チ記録ニ本ツク者

第三ハ　慣行ノ公法即チ泰西通法

四　海賊およびその他のこれに類した者が結束し、じぶんたちの一存で互いに戦闘をおこなう場合、国際法の条規の適用をうけない。

五　国際法は、国法（jus publicum, droit public, öffentliches Recht）全体の一部をなす。国法は二つの部分からなる。すなわち内部もしくは本来の国法（jus publicum internum, droit public intérieur）と外部の国法（jus publicum externum,droit public extérieur）とに。またそれは他国にたいする国法でもある。

六　国際法の科学は、つぎのように区別される。

一　自然的または哲学的な国際法（jus gentium natural）

二　明確なもしくは記述的な国際法（jus gentium positivum）

三　じっさい的もしくはヨーロッパの国際法（jus gentium practicum, Europeum, droit des gens modenne et l'Europe）

西は訳本の表題に「万国公法」ということばを用いているが、これは清国から輸入されたマーティン訳『万国公法』（同治三年［＝わが文久三年］末に刊行）のタイトルをそのまま踏襲したものであろう。西訳を大観すると、よみずらさに加えて、文章が漢文調であるため、ところどころわかりにくいものとなっている。西は法律関係の術語を創造するために、かなり苦心したとおもわれるが、訳文ちゅう読者にとって難解なのは、つぎの語であろう。

「第六節　公法ノ学」にみられる――

性理ノ公法……これは「自然法的国際法」のことである。

確定ノ公法……これは「慣習による国際法」のことである。

慣行ノ公法……これは「実用的なヨーロッパの国際法」のことである。

また原文には、ラテン語をはじめとし、英・仏・独・蘭などの語が出てくるが、本書は横文字を知らない人のためのものであるから省いた、と「凡例」の中でのべている。

西の『万国公法』（フィッセリング口述）の訳本の刊行は、慶応四年（一八六八）のことだが、維新後の明治三年（一八七〇）十一月上旬―かれは浅草鳥越三筋町の借家において私塾「育英舎」をひらき、塾生を相手に英・数・国・漢といった普通学に加えて、〝特別講談〟（特講）として「百学連環」（諸学を体系的に講じたもの）について口述した。西が講義において〝万国公法〟にふれたのは、明治三年十一月上旬以降のことであり、種本は西洋の百科事典（英書）の記事であったものか。

> 此学（万国公法―引用者）の起りは 和蘭のHugo de Groot $^{+1583}_{-1645}$ なる人に創るところなり。羅甸語をGrotiusと言ふ。この虎哥氏に至りて万国公法といふを始めて論し出せり。又会てDe jure belli ac pacis といふ書を著せり。万国公法の如きは総て此書の中に記載してあるところなり。
> 英～of law 平戦 and 条規
> ……
> 公法の起りは虎哥氏にして in nature of men 人の性に基きしものにて、基本論は sociability in community にて 一邑中になすところを以て 万国に推し拡むるも異なることなしの意なり。
> 於 性 之 人々　人相生養理 於 一邑中
> 注・「西先生口授　第二編　第二号　百学連環　第二編稿中　なかみの饒香」（『西周全集』第四巻所収、宗高書房、昭和五十六年十月）。

＊

三　榎本武揚が官軍に贈った写本『海上国際法規』

旧幕府の海軍副総裁・榎本武揚（一八三六～一九〇八、明治期の政治家、のち新政府につかえ各省の大臣を歴任）が箱館で降伏するまえに、官軍海軍参謀に『万国海律全書』（写本、二巻）を贈ったというエピソードをはじめてのせた書物は、山口謙の『近世史略』（巻三、明治五年刊）であるという。

このことは渡辺修次郎の「我国に伝はった最初の国際法規及び其れに関係ある逸事」（『学燈』第八号、昭和14・8）にしるされているし、井黒弥太郎著『榎本武揚』（みやま書房、昭和四十三年六月、八一頁）にも出てくる。

わたしが手にとって見たものは、明治八年（一八七五）の再版の和とじ本である。表紙の題簽に――

山口謙著　校補　近世史略　再刻　三終

とある。同書の四八頁に、つぎのような一節がみられる。

榎本釜次郎曽テ阿蘭陀国ニ学ブ所ノ万国海律全書二巻ヲ官軍ニ贈ル　是ニ至リ　官軍参謀等　書ヲ榎本ニ与テ　日本邦無二ノ宝書二巻　鳥有ニ帰スルヲ惜ンテ寄贈ス　辱ナク厚意ヲ荷フ　他日訳書ヲ以テ　天下ニ布行セン　幸ニ以テ念ト為スナカレ　因テ五樽酒ヲ送リ謝テ曰　聊カ以テ将士ノ労苦ヲ慰ス

じつは榎本が官軍に『海上国際法規』を贈ったという逸事を、箱館から帰陣した者の直話として、逸早く報じたのは、山口謙の『近世史略』が最初ではなく、『明治新聞』（明治二年［一八六九］六月二十三日付）であった。その文にいわく――、

榎本釜次郎大局を透観し貴重の書籍を海軍に献ず

（前文略）箱館病院にありし怪我人榎本にあひて帰順をすゝめしかば、榎本よりも藩の隊長を遣し、其厚意を謝し、且つ海軍必要の書一部を贈れり、是れは榎本秘蔵の書なれども、運命ことに極まる上に、堡（とりで）中にありて兵火のために焼失せん事の惜ければ、隊長の厚意を謝するがために是を呈し、なにとぞ日本の御為に此書を残し置度むね申送りしとぞ。

同新聞は翌日、一書を贈られた官軍が、そのお礼に金品を贈ったというニュースをつたえた（明治二・六・二四付）。

（前文略）榎本より贈りたる書籍のあいさつとして、官軍より酒三斗金四十両をおくられしと、平蜘（蛛）の釜（平身低頭している釜次郎）は、日本無二の宝なりしを、敵の手に渡さん事をおしみて、打碎きたる松永久秀（一五一〇～七七［永正七年～天正五］、戦国時代の武将。三好長慶に仕え、のち権勢をうるが、信長の子信忠の軍に攻められ、城に火をはなち自刃）と榎本の振まひは、天地の相違なりと申しあへるよし。

注・ルビおよび（　）内は、引用者による。

この二つの記事は、榎本の贈本についてのエピソードを、広く世間に知らせたものとして最も古いものである。山口謙の『近世史略』（明治五年［一八七二］刊）が発行されて約十年後、松村操編輯『明治外史　二篇』（思誠堂蔵版、明治十四年六月発行）は、この逸事をふたたび紹介した。

（前文略）初メ賊勢ノ沮喪スルヤ　武揚海律全書二巻ヲ以テ官軍ニ寄セテ云ク　是レ嘗テ荷蘭ニ学テ獲ル所ナリ　身ト倶ニ滅シコトヲ惜ムト　参謀答書ヲ与テ曰ク　子（人にたいする敬称、貴殿）天下有用ノ書　烏有ニ属スルヲ（火災によりすべてなくす）愛惜シ　特ニ寄贈セラル謝スル所ヲ知ラズ　他日訳シテ以テ海内（天下）ニ布行セン（ゆきわたらせる）　幸ニ念ト為ス勿レト　乃チ酒五樽ヲ贈テ　之ヲ謝ス

明治元年（一八六八）七月、徳川家は駿府に移住した。徳川家の処分をみて同年八月十九日――榎本は旧幕府の残存艦船八隻（開陽、回天、蟠龍、千代田、咸臨、神速、長鯨、美嘉保）をひきいて江戸湾を脱出すると、蝦夷（北海道）にむかった。途中、海から奥羽諸藩の抗戦を支援し、仙台、庄内、会津らが降伏してからは、旧幕兵、奥羽諸藩の諸兵三千余名を収容して北海道の鷲木湾に上陸したのは、十月二十日のことであった。約一ヵ月後には蝦夷のすべてを鎮定、占領した。旧幕府軍は、函館の五稜郭も手中におさめると、同所を拠点にした。

十二月十五日――士官以上の投票をもって諸役を選出した。

蝦夷全島鎮台総裁
海軍総裁　……榎本釜次郎

副総裁
陸軍総裁……松平太郎
海軍奉行……荒井郁之助
陸軍奉行……大鳥圭介

榎本らによって蝦夷地が占領されたといったニュースは、朝廷を大いにおどろかせた。翌明治二年（一八六九）二月、新政府は十数藩の海陸の討代兵（約六五〇〇名）をもって征途にあがらしめた。海軍は甲鉄（幕府がアメリカから購入した装鉄艦「ストンウォール」）、陽春、春日、丁卯の四艦とプロシア、イギリス、アメリカの運輸船がこれに加わり、三月九日出帆したが、各艦の速力に差があるため集合地を宮古港（岩手県中東部）と定めた。新政府の海軍の指揮をとった者は、つぎの二人であった。

海軍参謀……肥前藩士・増田虎之助
海軍参謀補助……肥前藩士・石井富之助

三月二十五日―榎本軍の甲賀源吾は、蝦夷より回天に乗じ、蟠龍、高尾の二艦をひきい宮古港にむかい、明けがたの霧を利用して、甲鉄を襲撃した。このとき回天は米国旗をかかげていたが、甲鉄に近づくやすぐ日の丸の旗に替えた（石橋絢彦著『回天艦長 甲賀源吾伝』光源寺蔵版、昭和七年十二月）。

古賀艦長は、部下にもっとも堅牢な甲鉄に乗り込むよう命じたが、船舷がひくいために斬り込めず、そのうちに港に停泊ちゅうの官軍の七隻の船からも砲弾や小銃弾を撃ちかけてきた。そのために侵入の機会をうしなったばかりか、船橋にあって叱咤していた甲賀は銃弾にあたり、斃れたために荒井郁之助が指揮をとり、退却の命をくだした（『薩藩海軍史　下巻』）。

榎本軍は、陸に海に力をつくしてよく戦ったが、形勢は不利であった。五月十一日、官軍は兵を各部署につかせると、函館と五稜郭に総攻撃をかけた。「十一日敵ノ水陸大挙シテ侵攻シ来ル」（丸毛利恒「函館戦史［承前］」）。やがて弁天崎（函館山北麓）や千代ヶ崎にある二つの台場（砲

台）も官軍の手に帰した。

元新撰組の副長・土方歳三（当時、陸軍副都督）は、突撃を敢行し、市中の異国橋のあたりで銃弾にあたって戦死した。辞世の句として伝えられているのは、「たたかれて 音の響きしなずな（ぺんぺんぐさ）かな」である。

五月十二日の午後二時ごろには、市中みな官軍の手に入ったという（英字箱館新聞紙訳）。

翌十三日、薩藩の池田次郎兵衛は、陸軍参謀・黒田了介（清隆）の命をうけ、敵味方のけじめなく、傷病兵の治療にあたっている高松凌雲（一八三六～一九一六、もと幕府の奥医師、榎本と行動をともにする。のち東京で開業する。明治十二年［一八七九］同愛社を設立）を「函館病院」に訪ねると、榎本に伝達せられたいといって投降をすすめた。高松は黒田の伝言をしたためると、五稜郭の榎本のもとに送った。

五稜郭では、高松の手紙の内容について会議をひらき、やがて和議がととのいがたい旨の返書をしたためた。

榎本と松平太郎の連名で出された返書の主旨は、つぎのようなものであった。

――お申し越しの件について皆で相談し、よく考えてみました。われわれがこの地にやってきたのは、再三再四朝廷へ歎願いたしました通りです。蝦夷地の一部でもたまわり、飢えこごえる、かたくなでおろかな民が暮らしてゆけるようになればよいと思っています。さらに北方の守備のしごとを志願したいとおもいますが、これ以外に他意はありません。

松平太郎

もし歎願のおもむき、お聞き届けられれば、皇恩にむくいたいとおもいます。われわれ両人が兵をうごかした罪はいかようにも甘んじて受けるつもりです。ご諒恕（りょうじょ）なきばあいは、われわれは枕をともにし、いさぎよく戦死するつもりです。右の段、池田氏にお伝えください。

五月十四日　　松平太郎
　　榎本釜次郎

高松凌雲様

榎本らは降伏の勧めに応じなかったが、拒絶の返書のあとに、函館病院にたいする官

軍の厚志を謝し、かってオランダ留学中にまなんだオルトランの海律全書二冊を贈呈する旨の文章をそえた。

別冊二本は、わたしがオランダ留学ちゅうに苦心して学んだ海上法規です。これらは皇国に二つとない書物ですから、兵火によって失なうことは忍び

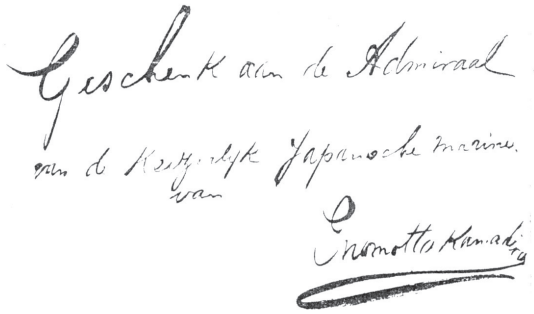

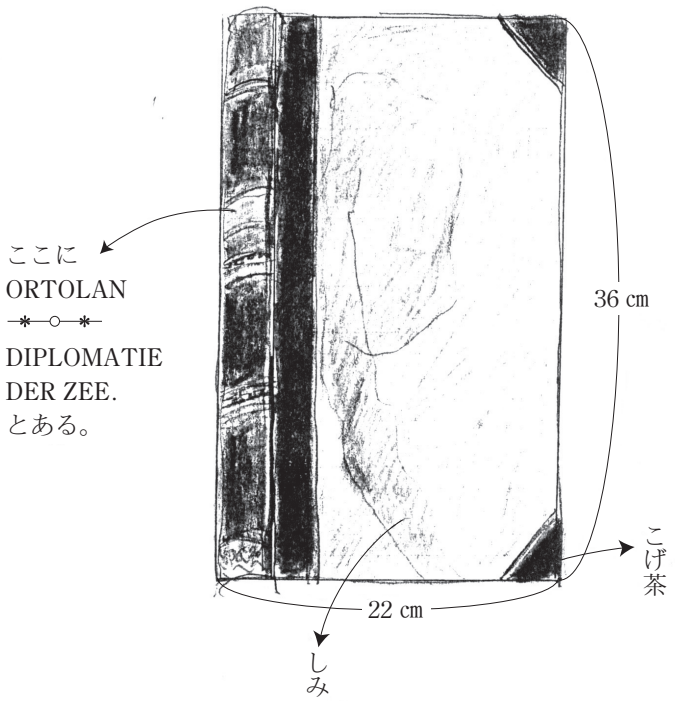

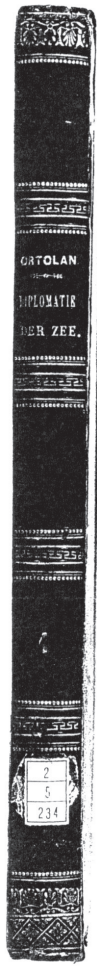

（上）は榎本が蘭文でしるした献詞。
（下）は筆者によるオルトランの写本のスケッチ。
（右）は宮内庁書陵部にあるオルトランの写本（上巻）。

ないことです。海軍のアドミラルに贈呈いたします。

この本は海軍参謀・増田虎之助の手にわたった。榎本のりっぱな意気に感じた増田は一書をしたため、かつ清酒五樽をそえて榎本に送った。このとき榎本は隊士をあつめていった。「敵はわが軍に酒を贈ってくれた。わが軍はいつおわるかわからぬが、互いに死別の盃になるかもしれぬから、それよろしく。飲むべし」。しかし、毒入りの酒と思へたので、はじめだれも手を出す者がいなかった。しかし、隊士のひとりが、石をひろって樽を割ると、たちまち芳香を放ったので、皆々盃をかたむけた（佐藤浩敏著『慶応戊辰 奥羽蝦夷戦乱史』東北史刊行会、大正六年九月）。

昨年来のながい御在陣、いかにもご苦労様に存じます。オランダ留学中にまなばれた海律全書二冊は、わが国に二つとない珍本とのことで烏有に帰すことはいかにも惜いとの考えから送呈なさいました。このことは心に銘記しておきます。いずれ訳本を天下に公布するつもりですが、ご芳志ありがたく存じます。

日本酒をほんの五樽ほどお送りいたしますが、ご一同にもふるまって欲しくおもいます。このことを申しのべておきます。

五月十六日　　海軍参謀

榎本釜次郎様

この手紙の文章（原文）を起案したのは、曾我祐準（一八四三～一九三五、柳河藩士、明治二年四月海軍参謀）であり、野田豁道（不詳）が筆をとったものである。

五月十五日――甲鉄はしきりに五稜郭に猛烈な砲撃をくわえた。そのため士卒は、夜もおちおち眠れず、外の石垣のそばに畳をしいて横にならねばならなかった。この日、永井尚志（一八一六～九一、旧幕時代若年寄格、維新後元老院権大書記官）や松岡盤吉（？～一八七一、蟠竜艦長、降伏後東京の獄舎で病死）ら二四〇名が守る弁天崎砲台は、飲水や弾薬が尽きて降伏した。

榎本はこの報に接すると、なげき憂い、切腹しようとしたが、周囲のものからとめられた。

十六日の午後、榎本の使者は、白旗をかかげて官軍の陣営におもむくと、明朝六時までの休戦を請うた。この日、千代岡砲台も官軍の手に陥ち

た。

明治二年五月十七日（一八六九・六・二六）の朝――榎本・松平・大鳥・新井ら四名は、馬で亀田村（函館の北西部）におもむき、官軍の参謀らと会い、謝罪（罪やあやまちをわびる）降伏の意をつたえた。官軍側からは、――

海軍参謀・増田虎之助
軍監・前田雅楽
陸軍参謀・黒田了介
村橋直衛
軍監・岸良彦七
〃　有地志津摩

らが出席した（『薩藩海軍史・下巻』、四九五頁）。

会見の場所は、亀田村の八幡宮と中道通の中間にある空屋の店舗であった。

その家の奥座敷にござを敷き、その中央に二升徳利とスルメ十枚、茶わんが五、六個おいてあった。双方、スルメをかじり、冷酒をのみながら、高声で談笑した。その声は外にも聞こえたという（石井孝著『維新の内乱』）。

降伏の交渉は、一時間ほどでおわった。会談がおわると、榎本らは、明朝軍門にくだり、五稜郭を渡すことを約束して帰途についた。同夜、榎本らは士卒と訣別の宴をもよおした。

翌十八日の朝――榎本・松平・大鳥・新井ら首謀四人がまず官軍の軍門にくだり、ついで総数千余名ほどの士卒が降伏し、銃砲などを接収した。榎本は整列した部下をまえにしていった。「諸君さいわいに、我輩らをみすてず同心戮力こんにちに至れり、いままさに永訣せんとす。朝廷寛仁、諸君かならず、晴天白白をあおぐの日あるべし、けっして力を落さず、ひとつは朝廷のため、ひとつは君家のため、こんにちまで奮戦せられしものをもって之に報ぜられよ。なお諸君自愛自重せよ」（『大鳥圭介伝』北文館、大正四年二月）。賊軍は箱館の諸寺院に一時収容され、榎本ら首謀

者は、のちに東京に護送された。

＊

わが国にはじめて海上国際法規を将来したのは榎本釜次郎（武揚）であり、帰国した慶応三年三月（一八六七・四）のことであった。当時、海上国際法規についての知識をもっていたのは、榎本ひとりにとどまらず、旧幕府海軍の士官のなかにもおり、これをたくみに戦術に用いた。

明治二年三月二十一日までに、北征の途にあがった政府軍の艦船八隻は、宮古（みやこ）に入港した。

軍艦：甲鉄（アメリカで建造された「ストーンウォール」）、春日、丁卯（ていぼう）

運送船：飛竜、豊安（ほうあん）、戊辰、晨風（しんぷう）

榎本軍は、政府軍の艦隊が蝦夷にむかったということをアメリカ領事ライスを通じて知り、また内地に偵察に出しておいたスパイがそのことを報告したので、箱館では甲鉄を奪取する作戦をたてた（『維新戦没実歴談』維新戦没者五十年祭事務所、大正六年十月）。三月二十日、海軍奉行・荒井郁之助が回転・蟠竜・高尾の三艦をひきいて箱館を出帆、宮古にむかった。が、途中で荒天のため、三艦はばらばらになり、二十五日の明け方、回天だけが宮古の港外に到達した。

回天の艦長・甲賀源吾は、

Abordage（アボルダージュ）（接舷攻撃）

という作戦により、甲鉄をうばいとろうとしたが、政府軍の諸艦の集中砲火をあびて失敗し、みずからも弾丸にあたり戦死した。そのため荒井

は退却を命じ、箱館に帰った。

宮古に突入するとき、アメリカ国旗をかかげて進入し、敵に近づくにおよんで、にわかにそれを下ろし、日の丸の旗にかえて敢然と攻撃をしかけたのは、海上国際法規の許すところであった。回天の行為は、海軍力を構成する敵の艦船を海上において捕獲することをみとめた戦時の「海上捕獲」(Naval Prize)が、まさにこれにあてはまるものであろう。

さて榎本が官軍に贈った写本『海上国際法規』のことである。同書はいま宮内庁書陵部に架蔵されている。大正五年(一九一六)八月、武揚の孫・榎本武英が宮内省に献納したものである。

征討軍(官軍)に渡ったこの本は、ひとたび海軍省に納められた。が、明治十二年(一八七九)榎本が海軍卿になったとき、省内の書庫においてこれを発見し、大いによろこび、再びこれを自家の蔵書とした。しかし、長く保存するため、孫の代になって、宮内省に寄贈したのである。

明治以来、こんにちに至るまで、この希覯の書は、多くの好事家の目にふれてきた。かれらは親しく嘱目できた同書についていろいろ書いてきた。たとえば大正末期から戦後の昭和四十年代にかけて、つぎの人びとが同書を実見している。

佐々木信綱(一八七二〜一九六一、明治から昭和期の歌人・国文学者)……「古今伝授と万国海律全書」を『文藝春秋』(大正15・8・1)に発表。

薄井福治(生没年不詳、維新史料編纂官)……「榎本武揚の品川海脱走」を執筆。

大平善梧(一九〇五〜八九、一橋大学名誉教授)……「国際法学の継受」を『拓殖大学論集 第七巻第一号』(昭和11・10)に発表。

北海道史編纂員(氏名不詳)……『新撰北海道史 第三巻 通説二』(北海道庁、昭和12・9)。

渡辺修次郎(八五五〜?、啓蒙思想家)……「我国に伝はった最初の国際法規及び其れに関係ある逸事」を『学燈』第八号(昭和14・8・20)に発表。

井黒弥太郎(一九〇八〜?、昭和期の歴史研究家、札幌市史編集員)……『榎本武揚伝』(みやま書房、昭和43・6)を執筆。

くだんの写本の請求記号は、

万国海律全書冊数 二 函号 洋書五—二三四

である。備考として「複　三一九〇」とある。

この写本は、こんにち手続きを経て閲覧許可が出ればみることができるが、背の部分が劣化しており、特別な例外をのぞき原則として実物をみることを許可していない。その代り写真版で撮った複写があり、ふつう閲覧者はそれによって見ることになっている。わたしは格別の計らいにより嘱目できたが、同書の大きさは、――

36 cm × 22 cm

である。一巻は三四八頁、二巻は四一九頁である。写本の背は皮装。表紙全体の色はうす茶色（ライトブラウン）である。まん中あたりに、白っぽい水をかぶったようなしみがある。

背にある金文字は、つぎのようなものである。

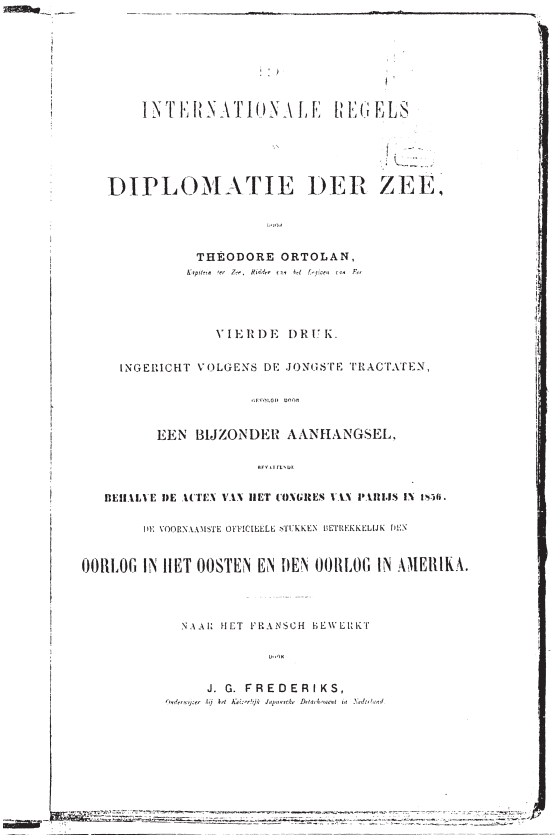

INTERNATIONALE REGELS

DIPLOMATIE DER ZEE,

door

THÉODORE ORTOLAN,

Kapitein ter Zee, Ridder van het Legioen van Eer

VIERDE DRUK.

INGERICHT VOLGENS DE JONGSTE TRACTATEN,

gevolgd door

EEN BIJZONDER AANHANGSEL,

bevattende

BEHALVE DE ACTEN VAN HET CONGRES VAN PARIJS IN 1856,

DE VOORNAAMSTE OFFICIEELE STUKKEN BETREKKELIJK DEN

OORLOG IN HET OOSTEN EN DEN OORLOG IN AMERIKA.

NAAR HET FRANSCH BEWERKT

door

J. G. FREDERIKS,

Onderwijzer bij het Keizerlijk Japansche Detachement te Nederland

テオドール・オルトラン著『国際法と海上外交術』（第４版）の蘭訳。［宮内庁書陵部蔵］

ORTOLAN
DIPLOMATIE DER ZEE
（オルトラン著『海上外交術』ほどの意）

見開き（うす緑色）の右に毛筆で――「第千四而弐拾七号」とある。左側には、同じく毛筆で「ヲルドラン氏万国海律全書二冊うち一冊」と書いた貼紙がみられる。さらに底部に、灰色の一・五センチほどの小さい紙片が張りつけてあり、それには――、

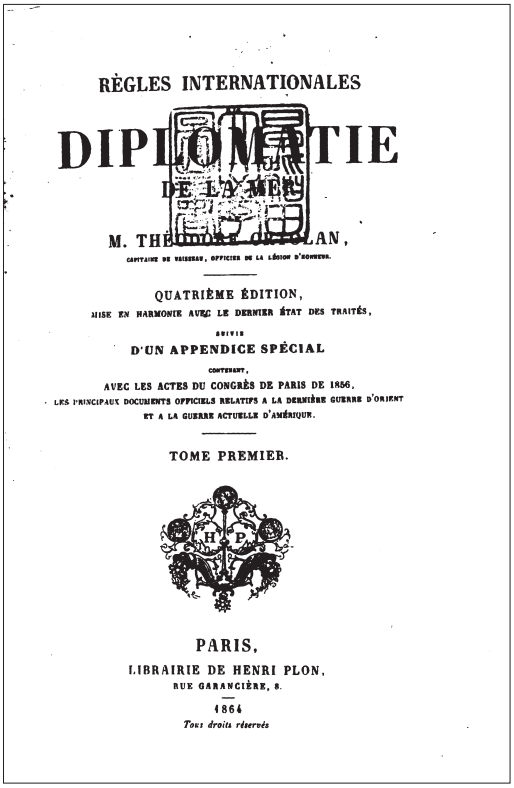
RÈGLES INTERNATIONALES
DIPLOMATIE
DE LA MER
M. THÉODORE ORTOLAN,
CAPITAINE DE VAISSEAU, OFFICIER DE LA LÉGION D'HONNEUR.
QUATRIÈME ÉDITION,
MISE EN HARMONIE AVEC LE DERNIER ÉTAT DES TRAITÉS,
SUIVIE
D'UN APPENDICE SPÉCIAL
CONTENANT,
AVEC LES ACTES DU CONGRÈS DE PARIS DE 1856,
LES PRINCIPAUX DOCUMENTS OFFICIELS RELATIFS A LA DERNIÈRE GUERRE D'ORIENT
ET A LA GUERRE ACTUELLE D'AMÉRIQUE.
TOME PREMIER.
PARIS,
LIBRAIRIE DE HENRI PLON,
RUE GARANCIÈRE, 8.
1864
Tous droits réservés

蘭訳の原本（仏書）：オルトラン著『国際法と海上外交術』〔第4版〕（1864年）。
〔早稲田大学中央図書館蔵〕

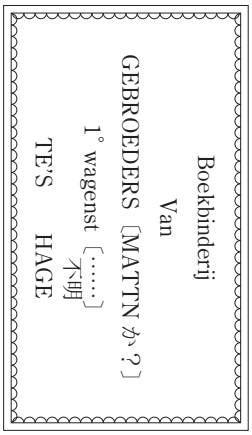
Boekbinderij
Van
GEBROEDERS〔MATTNか？〕
1° wagenst〔……〕
不明
TE'S HAGE

とある。

この文の意味は、「ハーグ市ワーヘン街一番地　ヘブルーデルス……（不明）製本所」である。

訳者のJ（イエー）・G（ヘー）・フレデリックスは、テオドール・オルトランの『国際法と海上外交術』（M. Théodore Ortolan: *Règles Internationales et Diplomatie de la Mer*, Librairie de Henri Plon, Paris, 1864）〔第四版〕（一八六四年刊）をオランダ訳に抄訳したのち、その原稿をじぶんで清書したか、それとも人をたのんで浄書してもらったと考えられる。そしてその原稿を製本屋に渡し、本にしたててもらったものであろう。

表紙と献詞（けんし）（J・G・フレデリックスが榎本に宛てて書いたもの――一八六六年（慶応二年）九月の日付がある）だけは、印刷されている。上巻の見返しに、毛筆（筆記体）で、つぎのようなオランダ文が書いてある。

Geschenk aan de Admiral
van de Keizerlijke Japanische Marine
van
Enomoto Kamadizo

（「榎本釜次郎より日本帝国海軍の提督（アドミラル）に贈呈する」ほどの意。）

写本は、洋けい紙を用いており、それに四十三行のうす青色の横線が引かれ、その行間に黒インクを用いたペン書きのオランダ文（筆記体）が書かれている。文章の直しがほとんどみられぬから、元原稿を浄書したことが明らかである。文字はきれいに書いてあり、読みやすいほうである。

1849年（嘉永２年）当時のハーグの町を描いた銅版画。
〔著者蔵〕

この写本の製本がおわり、榎本の手に渡されたのは、慶応二年の夏（陽暦一八六六年九月）のことである。同年十月二十五日（一八六六・一二・一）榎本以下九名の留学生は、新造艦「開陽丸」に乗ると、フリシンゲンを抜錨し、日本回航の途にあがった。

本文の中に、榎本じしんの日本文字やオランダ語による書き込みが、随所にみられる。それらの文字は、細いペンを用いて書き入れたものである。帰国するまでの二ヵ月余の間、同写本をひろいよみしていたかも知れないが、じっくり書き入れをしながら精読したのは帰国後のことか。帰国前のせわしさ、航海ちゅう動揺する艦内で書きこみをしながら同書を精読したとは考えにくいからである。

訳者のJ・G・フレデリックスとは、どのような経歴の人であったのか、よくわからない。が、上巻の表紙（活字印刷）のいちばん下に

J. G. FREDERIKS,
Onderwijzer bij het keizerlijk Japansche Detachement in Nederland.

とあるから、ハーグでくらす留学生の教師であったことが知れる。この一文の意

味は、「在蘭日本帝国派遣隊の教師」である。その略伝は、左記のようなものである。

フレデリックスは、オランダ南西部ゼーラント州の片田舎ドゥインフリートで一八二八年（文政十一年）四月二十四日に生まれ、一八九六年（明治二十九年）五月五日アムステルダムで亡くなった。享年五十八歳であった。日本の海軍留学生と関わりをもったときは、三十代の後半であった。素朴な小さな海水浴場があるドムブルフの町で初等・中等教育をうけた。が、大学教育をうけなかったようである。後に州都のミデルブルフ、コリンスプラート、ドリムメレンなどの中等学校で教鞭をとった。その後、ハーグの南東に隣接するレイスウェイクの町にちかいスホノールトで教師をやり、ついで日本人の教育を引きうけた。

一八七二年（明治五年）一月――オランダ東部の町ジュトフェン（アムステルダムの東一二五キロ）の上級職業教育学校の教師となり、歴史・国語・文学などをおしえた。一八八〇年アムステルダムのギムナジウムで教えるようになり、六年後の一八八六年年金受給者となった。生前、オランダ国内の諸雑誌に寄稿した（*Nieuw Nederlandsch Biografisch Woordenboek*, Vierde deel, A.W. Sijthoff's Uitgevers-maatschappij, Leiden, 1918, p.622）。

幕府はオランダに軍艦一隻（のちの「開陽丸」）を発注することが決まると同時に、この国に留学生を派遣することが決定した。時に文久二年三月十三日（一八六二・四・一一）のことであった。日本を出立するまで一行十五名は、――

「蘭国御用御軍艦方」

学生取締・内田恒次郎。渡蘭後ハーグで撮ったもの。［筆者蔵］

榎本武揚〔三崎ユキ氏蔵〕

「和蘭行御軍艦方」

と、呼ばれていたが、オランダにいるときには、

Japansche Detachement in Nederland

（「在蘭日本派遣隊」）

と称した。十五名の日本留学生の内訳はつぎのようである。

［士分］

学生取締　内田恒次郎（成章）
　　榎本釜次郎（武揚）
　　沢太郎左衛門
　　赤松大三郎（則良（のりよし））
　　田口俊平　（良直）

御軍艦操練所（この五名は海軍諸術を研究目的とする）

西周助（時懋（ときしげ））［のち西周（あまね）に改める］
津田真一郎（行彦）

洋書調所教授手伝

伊東玄伯
林研海

長崎の養生所の医学生

［職方（しょくかた）］

水夫小頭　古川庄八　　船大工　上田寅吉
鋳物師　中島兼吉　　鍛冶師　大川喜太郎（のちアムステルダムで病死）
時計師　大野弥三郎　　一等水夫　山下岩吉

一行が一年ちかい長途の航海をおえてロッテルダムに上陸したのは、文久三年四月十七日（一八六三・六・二一）のことであり、同夜汽車でレイデンにむかい、「ホテル・ド・ゾン」に投宿し、その後、レイデンに残る者とハーグに移る者との二派にわかれて修業することになった。レイデンに残ったのは、西・津田の両人と職方一同である。一同はまず手はじめに語学や数学などの授業をうけた。

学生取締・内田恒次郎以下七名（士分）は、四月二十八日（六・一五）にハーグに移った。このときかれらは全市の大評判になり、大人も子どももしきりに日本人を見たがったという。[8] かれらははじめニューウェ街（ストラート）のチーマンという家を宿所とし、オランダ語の修業をはじめたが、共同

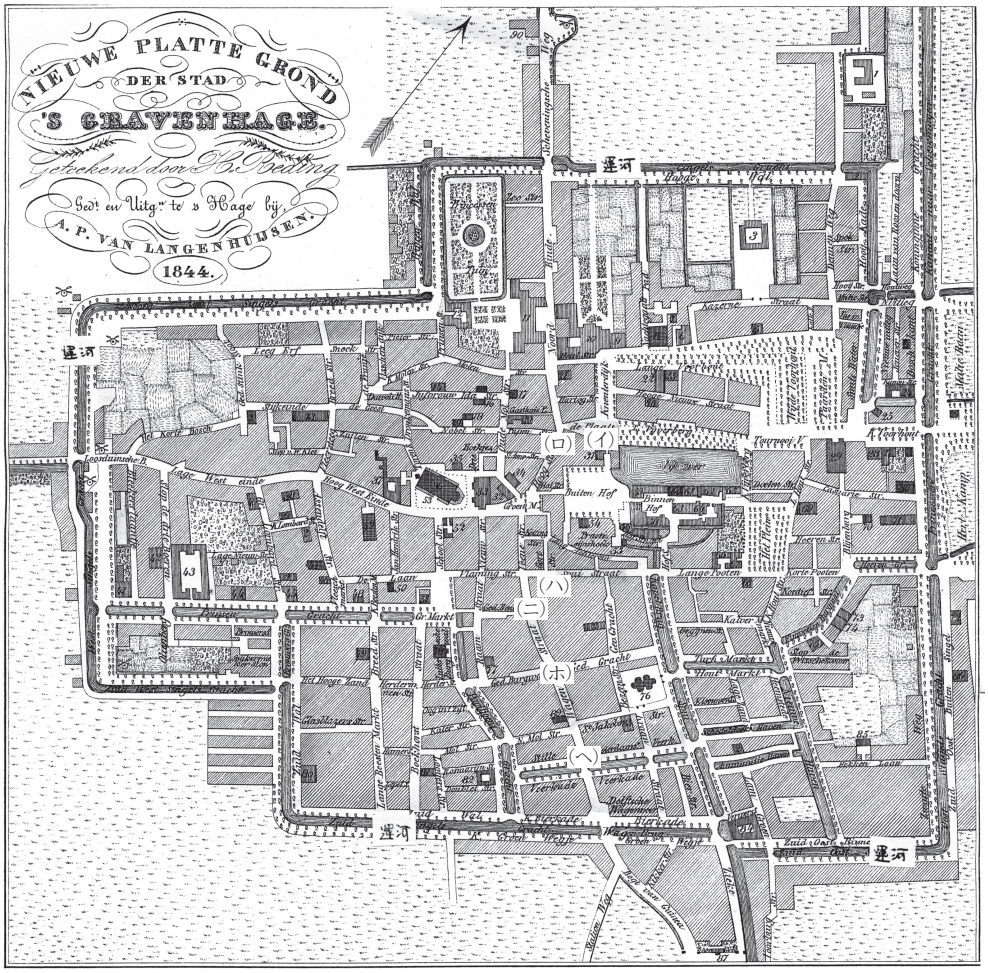

1844年（弘化元年）当時のハーグの地図。〔筆者蔵〕

（イ）田口の下宿があったプラーツ。
（ロ）内田の下宿（教場）があったホーフ街。
（ハ）沢の下宿があったスポイ街。
（ニ）赤松の下宿があったワーヘン街。
（ホ）榎本の下宿があったヘデンプテビュルフワル街。
（ヘ）伊東・林の下宿があったフェールカーデ。

生活だと日本語ばかり話してオランダ語をおぼえないから、一同は分散して住むことになったという。左記にしるすのは、その住所である。

内田恒次郎……ホーフ街二十三番地
榎本釜次郎……ヘデンプテビュルフワルのスコロイトル方
沢太郎左衛門……スポイ街の小銃火薬販売業ペプト方
赤松大三郎……ワーヘン街の時計屋ベエル方
田口俊平……プラーツ十七番地のタバコ屋の二階、のちライム街三十九番地に移る。
伊東玄伯……スポイ七十五番地からフェールカーデに移る。
林研海……同右

のちに一同はホーフ街二十三番地の内田の下宿において、オランダ語と普通学の授業をうけるのだが、教師らは左記のひとびとであった。

［教師名］	［教科］	［受講者］
海軍大尉ディノ	船具・砲術・機械学	内田・榎本・沢・田口

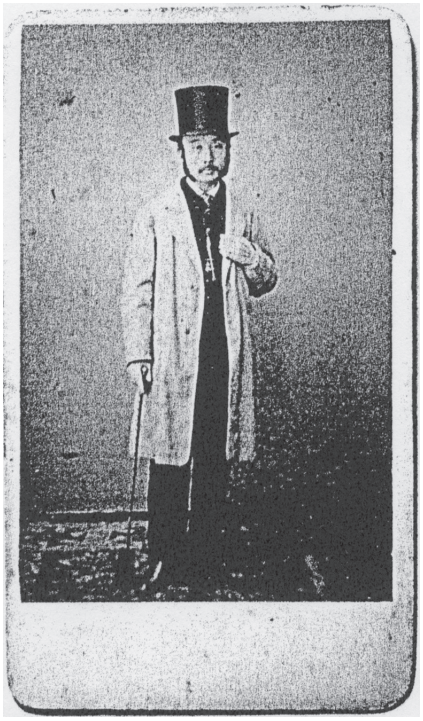

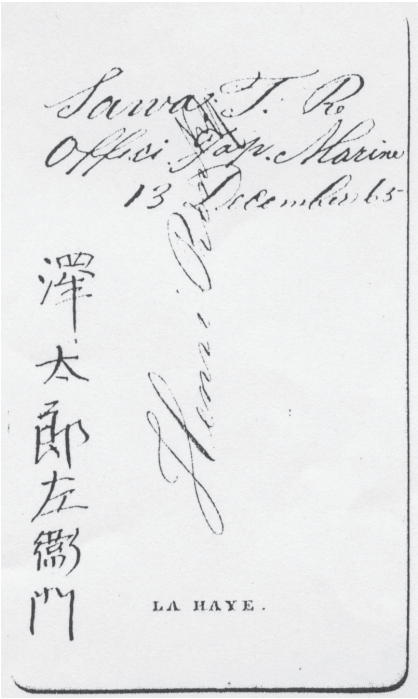

沢太郎左衛門の写真と名刺。
（ペルス・ライケン家蔵）

海軍機関大監ホイヘンス　蒸気学　榎本
海軍省局員　大砲・小銃　火薬製造法　沢
長崎出島の元医官ポンペ　理学・化学・物理学　伊東・林・榎本・赤松

かれらはオランダ語と数学などの普通学をまなぶのと平行して、専門の学科を受講した。が、オランダ語の教師に雇われたのが、赤松が「語学之師」と呼ぶところのJ・G・フレデリックスであった。

此次（このつぎ）のマーンダクよりして和蘭諸学を始（はじ）め、師はフレデリッキといえる人……

注・「赤松大三郎留学日記」（『幕末和蘭留学生関係史料集成』所収、雄松堂出版、昭和五十七年二月）。マーンダクとは、*maandag*（月曜日）の意である。

文久三年五月十五日（一八六三・六・三〇）の午後、フレデリックスは内田宅で留学生らと顔をあわせ談話し、翌日十六日（七・一）より授業をはじめたが、この日はオランダ語と数学のテストだけをおこなって帰った。

専門科目の講義がはじまったのは五月十七日（七・二）からであり、フレデリックスは、はじめのうちテストばかりやっている。やがて本格的に授業がはじまり、日曜日をのぞく月曜日から土曜日まで、午前と午後まいにちのように授業がおこなわれた。同人が教えた教科は、オランダ語と数学（幾何学 *meetkunde*, 代数学 *algebra*）などであった。教えた期間は、同年十二月までであろうか。

ドルトレヒトに居住している赤松は、*Jaarboekje*（一八六六年＝慶応二年の手帳）に、つぎのようなことを記入している。

（十二月）十六日（日曜日）
ハーケ（ゲ）逗留、夜タール先生宅、フレデリッキス宅江至りてマリチーメウエットの書翻訳之義相談ス

1860年（万延元年）当時のハーグの森を描いた銅版画。〔筆者蔵〕

この文章は、ドルトレヒトからハーグにおもむいた赤松は、この日（洋暦一八六六・一二・一六）の夜、フレデリックスの家を訪れて、maritiem wet（海上法）の翻訳のことを相談した、という意であろう。榎本ほかはすでに十二月一日に開陽丸に乗り故国へむかっており、オランダにはいない。おそらくオルトランの蘭訳を邦訳することで、何かフレデリックスに相談ごとがあったのであろう。

ハーグに逗留した留学生らは、まげを切り、洋服を着るようになってから、野次馬につきまとわれることもなくなった。授業（les）がおわると、かれらは市中やハーグの森のなかを散歩したり、入湯したりしている。そして日曜日になると、ときにレイデンを訪れ、仲間と会っている。またスヘベニンゲンの海岸保養地、祭見物にも出かけたり、玉つきなどもして気晴らしをしている。当時のハーグは、いまとちがって建物や人もすくなく、運河が縦横に走っており、しずかな市であった。

フレデリックスが榎本に宛てて書いた献詞は、明治二、三年ごろ福沢諭吉が、黒田清隆からオルトランの写本の翻訳をたのまれたとき、わざと献詞だけを訳し、本文を訳さなかったものである。林若樹はそれを『同方会誌』第十六号（明治33・10）に端し書をつけて発表した。その訳文はこんにちから観るとよみづらいばかりか、わかりにくいので、やさしく訳し直したものの大意をのべると、つぎのようになる。

日本帝国海軍の榎本釜次郎氏に呈す。

それは本の編者にとってきまり切ったしきたりである。外国語を翻訳する者は、序文をもって人を紹介し、そのあととくべつな関係をもつことになります。この訳書の最初の読者は貴殿であること、しかも貴殿は最上の結果をうるために、それを読むことにおよそ四〇〇時間も費すといった苦労をしたことを考慮しますと、貴殿をおいて本書を示すべき人はいません。

オルトランが著わした書物についていえば、貴殿はその中味を熟知しているのでぜい言を要しません。翻訳するにあたり、前段は簡単に、後段をくわしくしました。ひんぱんに出てくるフランス語の比ゆ的な表現にも貴殿はなれ、同書を貴殿の国のことばに訳すのに好ましくおもったからです。

この本を解釈することは、思ったよりもわたしにはやさしいことでした。貴殿は西洋事情を正しく理解し、また過去の歴史についてもすでにわかっています。ことに貴殿はわれわれの通常の学術用語をも熟知しているので、抽象的な概念の推移を追うことは、それほどむずかしいことでないかも知れません。

これをもっておわった仕事は、わたしが在蘭日本派遣隊と関わりをもった愉快な想い出の一つになることでしょう。貴殿らがわが海軍の有能なる士官の意見を容れて、意外にも海上国際法規の知識を得ようとしていることを仄聞し、ひじょうにうれしく思います。それはわれわれの共同作業の結果であり、そのこともひじょうにうれしくおもいます。しかし、悦びだけにとどまりません。わたしの目のまえに横たわっている手稿を考えをもって眺めてみると、海上公法の胚は、強大な日本にとって知識となり、日本国民の性質や運命からして、きっと遠洋の大海軍力をもつ国になるであろうし、この一挙に参加することを思うと、胸が高鳴るのを覚えます。

巷間、一冊の公法は、数門の大砲にまさる、と、いいますが、「知識は力なり」という格言の不変の真理でもあります。公法をもって、貴殿の美しい、豊かな国は、国際的集会においてその位置を占めることができます。

西洋文明をうまく受け入れ、高い視点からその展開を計れば、一国の輝きと繁栄の歴史は、これから数世紀のあいだつづき、姿をみせ、開化し、滅びゆくすべての国々と国民と運命を共にすることでしょう。

榎本の書き込みについて。

オルトラン著『海上国際法規』（『国際法と海上外交術』）のいたるところに、ペンやエンピツによる書き入れがある。その数はぜんぶで五、六十ヵ所もあったろうか。そのうちのいくかをひろい、つぎに記してみよう。

Tweede Deel, Toestand van Oorlog（第二巻、交戦状態）の二〇頁に、

戦ヒノトキニ　他国ノ旗サエ用ヒザレバ可ナリト云フ義　「ファラン」ハ　此を左祖セス

注・左祖（さたん）とは賛成しない意。

同右の二八頁に、

仏ノ諺ナリ　越境（シ）テ敵地ニ入ルコトハ　彼ノ糧ヲ取テ　我兵（わがへい）ニ供スルノ義ナリ

注・（　）内は引用者が入れたもの。

同右の四四頁に、

同右　今日、仏国ノ法律ハ、唯ダ敵ニ対シテ破棄スル前ニ、仏国ノ船旗ヲ揚クベキヲ命ズルニ止ル

同右の一二一頁――すなわちVÿfde Hoofd stuk（第五章）に、

最要　甲ヨリ乙迄（おつまで）ハ　チュツンシュナリ

註・これは意味不明。

同右の一二六頁に、

同右の一六五頁に、

甲ヨリ乙迄ハ左ノ義ナリ

一論者モシ此ノオールロフコントレバンデノ品物ヲ□（不明）トスルコトハ其品物ハオールロフアーレンデモーヘントヘイドノ為メ取リテノ品余義禁制セザルヲ得ズト云理ヲ確執（たしかめとらね）子バナラズト云義ナリ

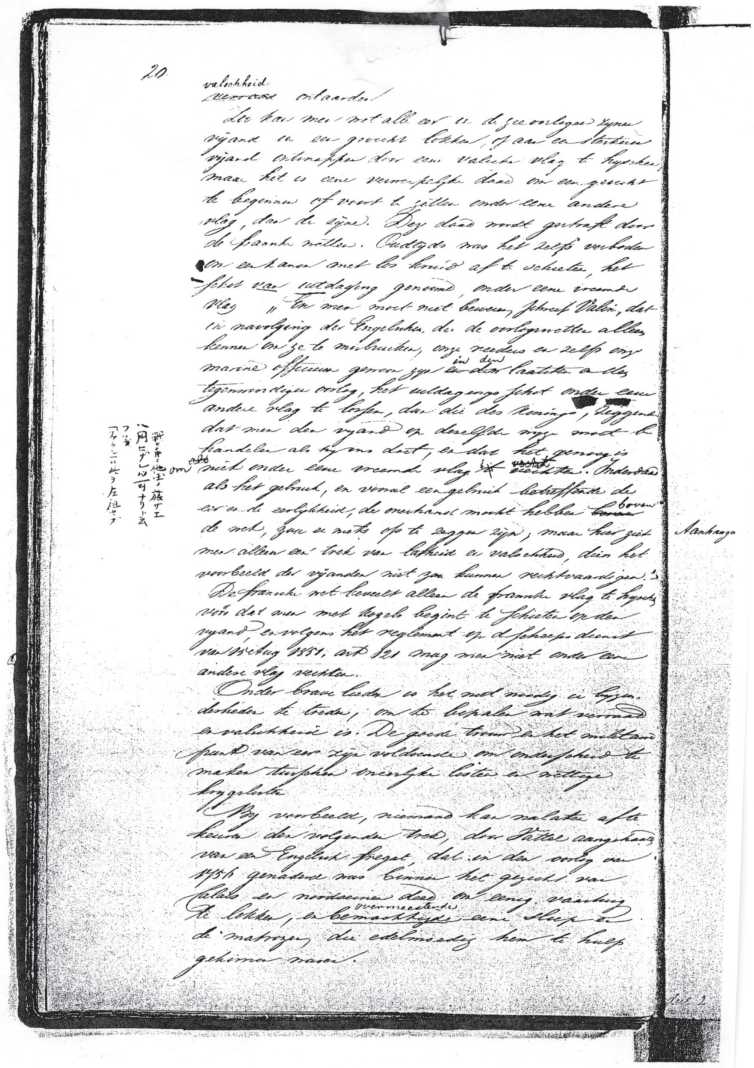

写本（上巻）にみられる榎本の書き入れ。〔宮内庁書陵部蔵〕

注・オールロフコントッレバンデ（蘭・*oorlogcontrabande*）は、戦時禁制品の意。

我敵ナラバ勿論

……

我が敵ニアラズトモ「カールロフ□(不明)運スル　偽ノ商買ニ□(不明)我ハ敵ナリ

第二巻の一四四頁――すなわちNegende Hoofdstuk（九章）に、

故ニ「クリエプル」氏ノ説ニハ　兵船□(不明)出産　□(不明)適セスト云

仏朗船ハ　近来婦ヲ載セルヲ禁ズ各国皆□(不明)

注・婦(ふ)は〝女〟の意。

同右の一七五頁に、

此条(このくだり)　仏原本ニハnietノ語アレドモ　夫(それ)ニテハ意味ヲ為サズ　定メテ「ドリュッホート」ナルベシ　故ニ断然茲(ここ)ニnietノ語ヲ省ク

注・ドリュッホート（蘭・*drukfout*(ドリュクフォウト)）は、誤植の意。*niet*(ニート)は否定詞。「…ない」の意。

同右の一九六頁に、

即(すなわち)捕ヘタル□(不明)地ヲ指テ云　下文ヲ見ルベシ

第二巻の二二九頁――すなわちVyftiende Hoofdstuk（一五章）のZee Ceremonieèl（海上敬礼）に、

渠ノ例ニ引キタル　ヘンデリッキノ┐ハ　例ニナラズト　仏ノ使介陳述スルナリ

注・仏ノ使介とは、フランスの役人の意か。

同右の二四四頁に、

┌反語ナリ　其意ハ　祭礼ニ加ルニハ　必シモ及バスト云義ナリ

同右の二六〇頁に、

己ノ船ノ将官

……

エスカーデル中ノ一将　即他船ノ船将の云

……

故ニ仏ノ惣督居合ハセザルコトハ　陸ニ在ル「コンシュル」等ト相談ノ上デハ□奉行ニ「ベスーク」セズ

注・エスカーデル（蘭・*eskader*）は、小艦隊の意。ベスーク（蘭・*bezoek*）は、訪れる意。

同右の三〇三頁に、

此条約ハ不列顛、仏朗斯・我羅斯・東国孛露斯、五ヶ国ニテ取結ビシ┐ハ　原文一百七十二枚目ヲ見テ知ルベシ□ルニ茲ニ不列顛女王ノ名ヲ裁セザルハ著述者ノ誤ナル┐疑ナシ

注・ルビは引用者による。

同右の三四〇頁に、

茲ニ所謂　敵ト云ハ　当時□[不明]及スパニーニ国　英ト戦争ヲセシ□[不明]タリ□[不明]

注・スパニー（蘭・*Spanje*）は、スペインの意。

榎本の書き込みは、ところどころ判読がむずかしい。かれはオルトランの原書 *Règles Internationales et Diplomatie de la mer* の第四版（『国際法と海上交際術』）―一八六四年にパリのアンリ・プロン社から刊行）と、フレデリックスが訳したオランダ語本とを対比しながらよんだようにおもえる。が、書き入れからわかることは、細かい所までよく注意して読んでいることであり、ぞんざいな読み方ではない。

原著者のオルトランとはいかなる人であったのか。これまで同人についての経歴と出会わなかったが、最近知りえた略歴をつぎにしるそう。

かれの正式名は、ジャン・フェリシテ・テオドール・オルトランという。フランス人である。生誕地については不明だが、一八〇八年一月十二日に生まれ、一八七四年南仏の軍港ツーロンで亡くなった。海軍士官であると同時に海上法の専門家でもあった。一八二二年海軍に入り、二年後の一八二四年六月見習士官、一八二九年三月海軍少尉、一八三五年一月海軍中尉となり、ツーロンに勤務した。

一八四八年七月、海軍中佐。一八六二年十二月艦長に任じられた。一八六九年一月退職し、ツーロンにおいて徴募兵審査委員となった。

オルトランの書は、榎本によってどのように利用されたのか。いまその適用について簡単にふれておきたい。

たとえば、榎本軍が官軍の甲鉄を奪取するために南部の宮古湾に他国（アメリカ）の旗を軍艦にかかげて闖入（ちんにゅう）し、戦闘を開始するときに、真正の国旗（日本の旗）をかかげたが、海戦において敵に近づくために、〝偽旗（にせはた）〟を使用することは許される奇計であった。オルトランは自著『国際法と海上外交術』の下巻二〇頁において、名誉を重んじる人びとの間では、奸計および欺誣（ぎふ）（だますこと）がどのようなものか示すために詳細の言を弄する必要はない、とのべている。

これはオルトラン著『国際法と海上外交術』の写本（上巻二〇頁）に、榎本が毛筆で書き入れた、「戦ヒノトキニ他国ノ旗サエ用ヒザレハ可ナ

リト云フ義」とか、

今日、仏国ノ法律ハ、唯ダ敵ニ対シテ砲発スル前ニ、仏国ノ船旗ヲ掲クベキヲ命ズルニ止ル（上巻、四四頁）

といった条りと、よく合致する。

陸戦においては、他国の旗を用いて敵をあざむくことを禁じていたが、海戦においてはそれが許されていた。しかし、偽旗を使用することは軍人の名誉をけがす奇計である、といったのは、ド・カウシーであった。

またその戦闘力を減殺するために敵艦を捕獲し、それを戦利品とすることは、国際法の許すところであった（有賀長雄著『早稲田叢書　戦時国際公法　下巻』早稲田大学出版部、明治三十七年五月、六一四、六一八、六二〇頁）。

*

四　日本における国際法発達小史

日本における国際法の淵源と歴史について究めるのが移入史研究である。一国における国際法の発達史は、その進歩をうながした状況の事例研究であり、また研究と教育の歴史でもある。

しかしながら、わが国の国際法は、かならずしも自由に伸びのびと発達してきたわけではなかった。それは太平洋戦争が終結するまで、力のもとに圧迫され、自由に呼吸できず、伸びる機会をあたえられなかった。[9] 息をころし、びくびくしながら教場で講義を、あるいは研究をおこなうとき、重い空気を感じなかったにせよ、じっさい国際法を応用する段になると、一種の圧迫がやってきて、法則を正視することをゆるさず、法理をまげ、解釈をゆがめることも往々にしてあったようだ。

つまり、日本が終戦をむかえるまで、日本の国際法学者に言論の自由は[10]なかったということである。

わが国の国際法を歴史的にながめるばあい、それを時代的に区分して瞥見したほうがよさそうである。

いま便宜的にわけると、つぎのようになる。

第一期……前史時代である。開国から明治の前半まで。アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーは、嘉永六年（一八五三）六月軍艦四隻をひきいて浦賀に来航したことにより、わが国は鎖国後はじめて、いやおうなしにアメリカ側と外交交渉をせざるをえなくなった。安政元年（一八五四）三月、日本はアメリカと和親条約をむすび、つづいて露・蘭・英・仏とも条約を調印した。わが国は、欧米諸国と条約をむすび、条約関係を有したことにより、鎖国の殻から抜けだし、国際社会に受け入れられ、晴れてその一員となった。

外国の使節が日本に開国をせまったとき、かれらがしばしば口にするのは〝国際法〟であった。が、幕府の役人は国際法についてまったく無智であり、国と国とのあいだに法があることを聞いて驚いたということである（『東京帝国大学学術大観』、一三六頁）。われわれ（幕府の役人＝接伴委員）は、国際法上の諸点については無智なること子どもとおなじであるから、忍耐してわれわれに教えてほしい、とハリス米国領事にいった（*The Complete Journal of Townsend Harris*, p.491～492）。

国際法について無知蒙昧であることを悟った幕府の外国局の役人らは、いちはやく国際法に関する文献をさがしもとめ、海外からホイートンやフィリモーの英書、ホイートンの漢訳『万国公法』などを輸入した。

慶応から明治十年ごろ（一八六八～一八八六）にかけて、朝野をあげて国際法に関する知識を熱心にもとめる気運にむかい、ホイートン（米）、フィッセリング（蘭）、ウールジー（米）、マルテンス（独）、ゼームスケント（米）、ハレック（米）、ホール（英）、オルトラン（蘭）など欧米の専門書の翻訳が刊行され、国民の国際法にたいする意識形成や知識の普及に資するところが大きかった。明治二十年前後になると、訳書もそろい、日本人による万国公法の著述もあらわれるようになった。

幕府の世がおわり、維新を迎えると、新政府は、明治元年一月から三月にかけて、欧米でおこなわれている国際法を遵守する意思を逐次、布告のなかで表明した。すなわち、外国と交際するときは、「宇内（世界）之公法」「万国普通之公法」「万国之公法」「天地の公道」などによっておこなうと明言した。

第一期の大きな特徴は、国際法に関する外国書をもっぱら翻訳紹介したことであった。

訳書のほかに、明治十四年（一八八一）から同十五年（一八八二）にかけて、斎藤修一郎が、雑誌『明法志林』（毎月二回刊行）に「保伊頓氏国際法沿革史」（上古より一六四八年のウェストファリア条約にいたるまでのヨーロッパでおこなわれた国際法のスケッチ）を連載したが、ホイートンやウールジーの論述は、国際法の知識をうるための主要な書であった。つぎにわが国の国際法教育について瞥見しておこう。

明治になって外国との交際や交渉が多くなると法規が必要になることから、国際法は比較的に重要視された。[11] 国際法を自然法もしくは天下のすじみちと同一視した。万国公法をまなぶことによって、外国との交渉において勝利し、日本の地位を確保できるものと考えた。[12]

明治三年（一八七〇）二月の「大学規則」「大学南校規則」、同四年四月の京都の小学課業表の第一等（句読）や同六年四月の文部省の上等外国語学教則（第二級、読方）において、〝万国公法〟を教科として置いている。[13] 明治初期において、ふつう法律の講義は、お雇い外国人によっておこなわれた。

幕末にフランス軍事教育団の一員として来日したアルベール・シャルル・デュ・ブスケ（一八三七～八二、日本で死没）は、明治四年（一八七一）明治新政府の雇（やとい）となり、フランスの諸制度を調査したが、そのなかには「万国公法ニ於テ己レノ領海ニ付独有スルノ権」「英仏米帰化概則」「海ニ関スル万国公法」や条約改正のための取調書があった（一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、昭和四十八年三月、一二頁）。

明治三年（一八七〇）アメリカ人グリフィスは、開成学校で化学と国際法を講義した。明治五年（一八七二）ペシャイン・スミスは、万国公法教師に雇い入れられ、外務省顧問の第一号となり、その後任として同十一年（一八七八）に来日したのがドイツ人のロエスレル（一八三四～九四、ロストック大学教授、明治二十六年離日）であり、役名は外務省万国公法顧問であった。

明治十年（一八七七）四月、東京大学法学部に「列国交際法」（公法、私法）の科目が置かれ、同十四年（一八八一）には「国際法」といった名称が採用され、それからこのことばが一般化した。教師はエール大学の法科出身のアメリカ人ヘンリー・ティラー・テリであった。

明治十三年（一八八〇）アメリカ人ヘンリー・ウィラード・デニソン（一八四六～一九一四）が、外務省の国際法副顧問として招かれ、外国法制の調査、外交文書の起草や修正、領事裁判権制度の撤廃につくした。

明治十六年（一八八三）は、日本人がはじめて国際法の講義をおこなった年であり、その人は栗塚省吾（文部省御用掛）であった。

明治十九年（一八八六）、東京大学は帝国大学法科大学と改称した。国際法の講義は、明治二十八年（一八九五）九月、寺尾亨（とおる）（一八五八～一九二五、司法省法律学校にまなぶ。日本の国際法学の開拓と運用につくした）が国際法の専任教授となるまで、さまざまの人々がたちかわりいりかわり講義したが、それはにわか仕込みの勉強をして受講生につたえたもので、専門的に研究して講義したものではなかった（横田喜三郎「わが国における国際法の研究」、一三七頁）。

明治二十二年（一八八九）一月、イタリア人アレッサンドロ・パテルノストロ（一八五三〜九九、帰国後ローマにおいて病死）は、司法省顧問として来日し、条約改正・治外法権・大津事件などで政府の諮問に答え、また明治法律学校（明大の前身）で国際法や法理学の講義をした。

一方、私学に目を転じると、つぎの諸学校が早くから国際法の科目を設け、それを教えている。

慶応義塾……明治六年（一八七三）ウールジーの「万国公法」。

東京専門学校……明治十五年（一八八二）「万国公法」をへて「列国交際法」「国際公法」など。

東京法学校……明治十七年（一八八四）「万国公法」をへて（現・法政大学）「国際法」。

英吉利法律学校……明治十八年（一八八五）「国際公法」。（現・中央大学）

同志社英学校……明治八年（一八七五）「万国公法」。

専修学校……明治十六年（一八八三）「万国公法」。（現・専修大学）

明治法律学校……明治十八年（一八八五）「万国公法」をへて（現・明治大学）「国際法」。

注・安岡昭男「日本における万国公法の受容と適用」（『東アジア近代史』第二号所収、平11・3）を参照。

その他、軍関係の学校では——

陸軍大学校（明治十六年＝一八八三年の開校）……「万国公法」をへて「平時公法」「戦時公法」。

海軍大学校（明治二十一年＝一八八八年の開校）……「万国公法」をへて「国際法」。

などがある。

陸軍大学や陸軍経理学校の双方で国際法の講義をおこなったのは、有賀長雄（ながお）（一八六〇〜一九二一、明治・大正期の国際法学者）である。かれは当初国際法の学習をはじめていなかったが、公法の講義を依頼されると、急きょホルツェンドルフの国際法の第四巻、ハレックやホールのものなどを研究し、知識を仕入れた。

開校後の海軍大学校で国際法を教えた人物は、本野一郎、藤田隆三郎、清水一太郎らであったようだ（有賀長雄「仏文著述苦心談」（『国際法雑誌』第十巻第九号所収）。日清戦争（明治二十七年＝一八九四年から翌年四月まで）のとき、国際法教官に任じられたのは高橋作衛（一八六七～一九二〇、明治・大正期の法学者）であり、有賀とおなじように法律顧問として日清・日露戦争に従軍した。

第二期……明治の後半をいう。およそ明治二十年代から同四十年代（一八八七～一九二六）までの間を指す。この時期、わが国の国際法は学問的になってきた。この間に刊行されためぼしい著述としては、つぎのようなものがある。

石川錦一郎著	『国際私法・国際法　全』	明治二三年
同　右	『国際公法』博文館	明治二三年
長岡護美著	『万国公法講述』	明治二三年
藤田隆三郎著	『判決例附　万国公法釈義』	明治二四年
鳩山和夫述	『万国公法』東京専門学校	明治二四年
	「国際公法論」（ローレンスのハンドブック）水交社	明治二六年
有賀長雄編	『万国戦時公法（陸戦条規）』陸軍大学校	明治二七年
原敬訳	『陸戦公法』報行社	明治二七年
藤田隆三郎訳述	『海上万国公法』博文館	明治二七年
中村進午著	『媾和類例』哲学書院	明治二八年
陸奥広吉訳	『国際公法摘要』（ローレンスのハンドブック）丸善株式会社	明治二八年
花井卓蔵著	『非常国際法論』有斐閣	明治二八年
有賀長雄著	『*La guerre sino-japonaise au point de vue du droit international*』『国際法の見地から見た日清戦争』（仏文）	明治二九年
同　右	『日清戦役国際法論』陸軍大学校	明治二九年
中村進午著	『新条約論』東京専門学校出版部	明治三〇年
同　右	『国際公法論』東華堂出版	明治三〇年
今西恒太郎著	『国際法学』	明治三二年

立作太郎著　『ホール氏国際公法』東京法学院　明治三二年

高橋作衛著　『*Cases on International Law during The Chino-Japanese War*』　明治三二年

露国フリードリヒ・フォン・マルテンス著　日本法学士中村進午訳　『早稲田叢書　国際法』（上下）東京専門学校出版部　明治三三年

有賀長雄述　『国際公法講義録』海軍教育本部　明治三三年

ルイ・ルノール著　蜷川新訳　『早稲田小篇　国際法論』東京専門学校出版部蔵版　明治三三年

秋山雅之介著　『国際公法講義　平時』明治法律学校講法会　明治三三年

英国ウエストレーキ教授原著　深井英五補訳　『国際法要論』民友社　明治三四年

高橋作衛著　『日本史における国際法』（仏文）　明治三四年

玉置嘉門編纂　『学説対照　国際公法論網　完』清水書店　明治三四年

英国ウエストレーキ教授原著　深井英五補訳　『国際法要論』民友社　明治三四年

高橋作衛著　『戦時国際公法』哲学書院　明治三五年

フランツ・フォン・リスト著　中村進午編　『国際公法』東京専門学校出版部　明治三五年

大野若三郎著　『国際法新論』有斐閣書房　明治三六年

秋山雅之介著　『国際公法　戦時』和仏法律学校　明治三六年

高橋作衛著　『日清戦争中の国際法事例』（英文）　明治三六年

同　右　『平時国際法論』日本大学　明治三六年

大野若三郎著　『国際法新論』有斐閣　明治三六年

有賀長雄著　『戦時国際公法』早稲田大学出版部　明治三六年

松原一雄著　『最近　国際公法原論　完』東京法学院大学発行　明治三七年

高橋作衛著　『戦時国際法理先例論』東京法学院大学　明治三七年

蜷川新著　『黒木軍ト戦時国際法』清水書店　明治三八年

長岡春一著　『国際法からみた日露戦争の研究』　明治三八年

山田三良著　『国際法と国内法との関係を論ず』（『法学協会雑誌』二四巻一一号所収）　明治三九年

高橋作衛著　『平時国際公法』（漢文）泰東法政新書局　明治四〇年

中村進午訳	『マルテンス国際法』（上下）	明治四一年
高橋作衛著	『*International Law applied to the Russo-Japanese War*』	明治四一年
遠藤源六著	『日露戦役 国際法論 全』明治大学出版部	明治四一年
同　右	『国際法要論』清水書店	明治四一年
有賀長雄著	『*La guerre russo-japonaise au point de vue continental et le droit international*』	明治四一年
遠藤源六著	『日露戦役国際法論』明治大学出版部	明治四一年
同　右	『国際法要論』清水書店	明治四一年
千賀鶴太郎著	『国際公法要義』京都法政大学	明治四二年
長岡春一著	『成文国際公法』国際法学会	明治四二年
高橋作衛著	『最近国際法諸条規大全』清水書店	明治四三年
有賀長雄著	『最近三十年外交史』〔二巻〕早稲田大学出版部	明治四三年
同　右	『日露陸戦国際法論』民友社	明治四四年
篠田治作著	『日露戦役国際公法』法政大学	明治四四年
有賀長雄著	『日露陸戦国際法論』東京偕行社	明治四四年
立作太郎著	『内乱と国際法』日本大学	明治四五年（大正元年）
高橋作衛著	『国際法大意』清水書店	同右

第三期……大正から昭和期（戦前）にいたる期間。大正時代（一九一二～一九二六）は、明治期の延長にあるが、昭和になると比較的若い学者がうまれ、国際法の基本的な性質に関する諸問題についての考察―法の本質についての哲学的、認識論的な省察がさかんになった。また国際平和機構についての研究が顕著になった。(14)

立作太郎著	『戦時国際法 全』中央大学	大正二年
中村進午講述	『平時国際公法 完』中央大学	大正二年

ローレンス博士原著 小山清一郎訳	『国際法原論　平時』厳松堂書店	大正三年
	『大正三年戦役参考用　条約公文書集』外務省	大正三年
遠藤源六著	『軍国講話　戦争と国際法　全』読書会発兌	大正三年
松原一雄著	『現行国際法』中央大学	大正三年
立作太郎著	『国際法の基本観念』中央大学	大正三年
遠藤源六著	『戦争と国際法』読書会	大正四年
今井嘉幸著	『支那国際法論　第一巻』丸善株式会社	大正四年
遠藤源六著	『国際法提要』清水書店	大正五年
立作太郎著	『戦争と国際法　全』外交時報社	大正五年
中村進午著	『国際公法論』清水書店	大正五年
立作太郎著	『戦争と国際法』外交時報社出版部	大正五年
ローレンス博士原著 小山精一郎著	『国際法原論　戦時』清水書店	大正五年
有賀長雄著	『国際法の見地からみたる支那とヨーロッパ大戦』（仏文）	大正九年
小山精一郎著	『大戦国際法論　総論陸戦之部』偕行社発行	大正九年
同　右	『大戦国際法論　海戦講話之部』偕行社発行	大正十年
泉　哲（あきら）著	『国際法概論　全』有斐閣書房	大正十年
中村進午著	『国際公法論綱』厳松堂書店	大正一一年
恒藤恭著	『国際法及び国際問題』弘文堂書房	大正一一年
遠藤源六著	『国際法関係法規』清水書店発行	大正一一年
稲田周之助著	『国際法論』有斐閣	大正一二年
松原一雄著	『現行国際法上巻』中央大学発行	大正一三年
同　右	『国際法要義』	大正一三年
板倉卓造著	『近世国際法史論』厳松堂書店	大正一三年
泉　哲著	『国際法問題研究』厳松堂書店発兌	大正一三年

松原一雄纂輯	『国際条約集』外交時報社発行	大正一四年
山名壽三著	『国際公法要論』日本大学出版部発行	大正一五年
泉　哲著	『最近国際法批判』日本評論社	昭和二年
	『金子子爵 国際公法会参列紀行』	昭和三年
立作太郎著	『平時国際法論』日本評論社	昭和五年
同　右	『戦時国際法論』日本評論社	昭和六年
大沢章（あきら）著	『国際法秩序論』岩波書店	昭和六年
天野徳也著	『国際法学　上』	昭和七年
信夫淳平著	『上海戦と国際法』丸善株式会社	昭和七年
松原一雄著	『時局関係 国際問題及国際法問題』斯文書院刊行	昭和八年
横田喜三郎著	『国際法』岩波書店	昭和八年
同　右	『国際法　上巻』有斐閣	昭和八年
同　右	『国際法　下巻』有斐閣	昭和九年
田岡良一著	『国際法学大綱　上巻』厳松堂書店発兌	昭和九年
山名壽三著	『国際法論　全』有斐閣	昭和九年
松原一雄著	『国際法概論』厳松堂書店発兌	昭和九年
立作太郎著	『時局国際法論』日本評論社	昭和九年
	『立教授還暦祝賀 国際法論文集』有斐閣	昭和九年
イェー・ベー・パシュカーニス著 山之内一郎訳	『新ベルン協約（新旧対照）―一九三三年十一月二十三日締結』鉄道省運輸局	昭和一一年
田岡良一著	『ソヴェート国際法概論』改造社	昭和一二年
立作太郎著	『空襲と国際法』厳松堂書店発兌	昭和一二年
安井郁著	『現実国際法諸問題』岩波書店	昭和一二年
田岡良一著	『国際法学　講義要綱　1』弘文堂書房	昭和一四年
	『増補 国際法学大綱　下巻』厳松堂書店発兌	昭和一四年

前原光雄著	『国際法要論〔上巻〕』	昭和一五年
松原一雄著	『国際法要義』有斐閣	昭和一六年
信夫淳平著	『戦時国際法講義　第一巻～第四巻』丸善株式会社	昭和一六年
一又正雄訳	『アンチロッチ　国際法の基礎理論』巌松堂書店	昭和一七年
松原一雄編	『最近国際法及外交資料』育成洞	昭和一七年
山下康雄著	『化学戦と国際法』東都書籍株式会社	昭和一八年
信夫淳平著	『戦時国際法提要　上巻』照林堂書店	昭和一八年
同　右	『戦時国際法提要　下巻』照林堂書店	昭和一九年
大沢章著	『グロティウス　自由海論の研究』岩波書店	昭和一九年
横田喜三郎著	『国際法の法的性質』野村書店	昭和二三年
横田喜三郎著	『国際法〔新版〕』有斐閣	昭和二三年
田岡良一 田畑茂二郎著	『国際法講話』高桐書院	昭和二三年
高柳賢三著	『極東裁判と国際法』有斐閣	昭和二三年
小谷鶴次著	『国際法学要綱』有斐閣	昭和二四年
前原光雄著	『国際法』世界書院	昭和二四年
鈴木万美 宮崎繁樹著 奥末広	『近代戦と国際法』明治大学国際法研究室	昭和二六年
高野雄一著	『国際法総論（国際法講義案　Ⅰ）』有斐閣	昭和二七年
田村幸策著	『国際法　上巻』有斐閣	昭和二七年

注・この一覧表をつくるにあたって横田喜三郎「わが国における国際法の研究」（『東京帝国大学学術大観』所収、昭和17・4）と一又正雄著『日本の国際法学を築いた人々』（日本国際問題研究所、昭和48・3）の巻末にある「関係年表」を一部参照した。が、じっさい手に取ってみたものが大半である。

第二期において、法学者は国際法上のじっさいの事件（日清、日露戦争）にひじょうな関心をもち、[15]そこから事実の叙述に力点をおいて専門書を執筆した。それは深い法律的考察というより、むしろ資料的な性質をもち、外国の学者の見解を要約し引用したものが大半であった。しかし、

この時代になってはじめて、わが国の国際法の研究は学問的になったのである。[16]

明治二十八年（一八九五）九月――寺尾亨は国際法の教授として東京帝国大学で国際公法・国際私法の講義をはじめ、同三十四年（一九〇一）には高橋作衛（一八六七～一九二〇、東大で国際法を専攻した。大隈内閣の内閣法制長官）が、おなじく東京帝大の国際法の教授に任命され、多くの学問的成果を世に問うた。他方では、有賀長雄が陸軍大学校の教授として国際法を講じ、これも前者二名におとらぬ業績をあげた。また日露戦争にさいして寺尾らと開戦論を主張したいわゆる七博士のひとり中村進午（一八七〇～一九三九、明治三十年〔一八九七〕学習院教授）も、学習院を退いたのち、明治三十九年（一九〇六）東京高商で国際法を講じる一方で著述活動をした。

明治期の後半は、寺尾・高橋・有賀・中村らを中心に国際法の研究がおこなわれた観がある。

寺尾亨は、東京帝大で国際公法講座を担当した第一号であったが、司法省法学校ではお雇い学者ボアソナードに師事し刑法を専攻した。明治二十四年（一八九一）ヨーロッパに留学したとき、パリで国際法を専攻したとされる。[17] しかし、かれは学者というより壮士ぽいところがあり、同郷の頭山満（一八五五～一九四四、明治から昭和期の国家主義者）らと親交をむすび、明治四十四年（一九一一）辛亥革命（中国の民主主義革命）がおこると、帝大教授の栄職をやぶれた靴のように捨てて中国にわたり、革命政府の法律顧問になった。

寺尾はのちに日本に亡命した孫文、インド独立の志士ボースらを庇護した。寺尾はまとまった著書をあらわさず、数ページの小論を幾篇か発表したにとどまり、政治に走るもののつねとして、学問上の業績は貧寒としていたようだ。

高橋は日清・日露の両戦役に嘱託として海軍に従軍し、わが国が戦時国際法規を遵守した事例を外国文で発表し、不朽の功績をのこしたことで知られていた。有賀も日清・日露の両戦役に陸軍総司令部の嘱託として従軍し、国際法上の問題の処理に関係し、日本陸軍はよく国際法を守ることを外国文の著述によって世界に知らせたことに功績があった。

中村は東京帝大の独法科を出たのち、大学院において国際法を専攻した。卒業後、東京専門学校、日本大学・中央大学・明治大学・高等商業学校（のちの一橋）などの講師となり、ついで学習院の大学科設置に尽力した。明治三十年（一八九七）一月、国際法とヨーロッパ外交史を研究するため学習院から派遣されて渡欧し、同三十三年（一九〇〇）帰国した。

帰国後、学習院教授のまま、台湾協会学校（拓大の前身）・高等商業学校・慶応義塾大学・海軍大学校・海軍経理学校・早稲田大学などで教鞭をとった。ヒューモアをよく解し、ハイデルベルクのネッカー川をとって「熱河」と号した。学問上の著述としては、『媾和類例』（明治二十八

年）、『新条約論』（明治三十年）、『国際公法』（明治三十五年）、『平時国際公法　完』（大正二年）、『国際公法論』（大正五年）、『国際公法論綱』（大正十一年）などがある。訳業としては、フリードリッヒ・フォン・マルテンス著『国際法』〔上下〕（明治四十一年）がある。この翻訳は、留学するまえからはじめ、ベルリン、ハイデルベルク、ストラスブール、パリの留学先でつづけられ、完成まで三年を要したものである。

中村はマルテンスの完訳をもって、ドイツ系国際法学をわが国に紹介した（一又著、一〇五頁）。

いまのべた四名の国際法学界の先行者は、斯学のパイオニアとして記憶されねばならぬ人びとであるが、もうひとり次位の学者がいる。千賀鶴太郎（一八五七～一九二七）である。千賀は岡山のひとである。その経歴はすこし変っている。明治九年（一八七六）から八年間、東京の「同人社」（中村敬宇の塾）でイギリスの哲学書をおしえていたが、明治十八年（一八八五）から同三十年（一八九七）まで、十三年間、私費留学生として苦学しながら、ベルリン大学で法律・政治学・経済学のほか、国際法を専攻した。

帰国後、明治三十一年（一八九九）九月、京都帝国大学教授にむかえられ、はじめはローマ法、ついで国際法の講座を担当した。学問上の業績としては、『日本法政新誌』『京都法学会雑誌』『法学論叢』などにたくさん論文を発表した。千賀の主著は、『国際公法要義』（巌松堂書店、明治四十二年九月）であり、七七四頁もの大著である。

*

明治三十五年（一九〇二）二月、「国際法学会」が創設された。本会の目的は――

一　国際法の学理の研究
二　平時および戦時の国際法の実行を期す
三　国際法または条約の解釈、もしくは適用上発生する難問を研究する
四　定期的または臨時に会員の意見を刊行する

であった。この学会は、月例会合をもったほか、機関誌として『国際法雑誌』（大正元年［一九一二］『国際法外交雑誌』と改題）を刊行した。会費は年六円（毎月五〇銭）。会員ははじめ百名ほどであったが、明治四十四年末になると、一七六名になった。

いまのべた先覚者につづく人々――わが国の国際法を推進発展させていった人びとについてのべてみたい。

鳩山和夫（一八五六～一九一一、明治期の政治家、弁護士）は、岡山のひとである。大学南校、開成学校、コロンビアやエール大学にまなび、明治十二年（一八八〇）帰国後東大法学部の講師となったが、政府攻撃演説がたたり免官となったのちしばらく弁護士をやった。その後外務省に入り、条約改正問題に参画、東大教授を兼務し、ウールジーの国際法を講義した。その講義を法律科得業生・浦部章三が編んだのが『万国公法』（明治二十四年刊、二三〇頁）である。

のち鳩山は東京専門学校の校長となり、大隈内閣のとき外務次官となったが、大隈とともに下野し、東京市政に尽した。

立作太郎（一八七四～一九四三、明治から昭和期にかけての国際法学者）は、もと幕臣・立嘉度（文久遣欧使節団の定役並通詞）の子として、東京麹町五番地に生まれた。長じて帝国大学法科大学政治科にまなび、卒業後外務省に入省した。明治三十三年（一九〇〇）外交史研究のためヨーロッパにおもむいた。同三十七年（一九〇四）帰国するや東大教授となり、外交史、のち国際法を講義した。生前、諸雑誌に外交関係の論文を一〇〇編ちかく発表したほか、著書としては外交史関係が八、平時・戦時国際法が十三ほどある。

とくに大学卒業後まもなく手をつけた訳業『ホール氏国際法』（東京法学院、明治三十二年）は、ウィリアム・エドワード・ホールWilliam Edward Hallの*A Treaties on International Law*, Oxford at the Clarendon Press, 1895を反訳したものである。九六一頁の大訳業であり、中村進午の『マルテンス国際法』［上下］（明治四十一年刊）とともに、明治期の二大訳業という（一又著、一一八頁）。

蜷川新は、日露戦争のとき黒木軍の法律顧問として従軍し、『黒木軍と戦時国際法』（明治三十八年）を著わし、その後、時局国際法についての論文を『外交時報』や『国際法外交雑誌』などによく発表した。

長岡春一（一八七七～一九四五、外交官）は、明治三十三年（一九〇〇）東京帝大の仏法科を卒業後、外務省に入り、「国際法からみた日露戦争の研究」（仏文）を『ルヴュ・ジェネラール』誌に連載し、明治四十一年（一九〇八）法学博士の学位をえた。のち条約局長（大正14）、駐独大使（大正15）となった。

山田三良（一八九八～一九六五、明治から昭和期の法律学者）は、奈良のひとである。東京専門学校をへて、東京帝大の選科生となり、明治二十九年（一八九六）卒業すると大学院に進み、国際私法を専攻し、かたわら外務省嘱託となった。明治三十年（一八九七）三月、欧米に三ヵ年留学し、ドイツ・フランス・イギリス・アメリカで国際私法や国際公法の講義を聴いた。明治三十四年（一九〇一）八月、帰国。

法科大学教授となり、国際私法・国際公法講座を担当した。学問上の業績として、専門誌に国際法の分野での論文を数多く発表した。が、わが

国の国際法学界に残した大きな足跡としては、国際法学会の創立、育生、指導であったという（一又著、一一一～一一二頁）。

山田は順調に出世街道をあゆみ、京城帝国大学総長（昭和6～同11）、日本学士院院長（昭和23）となった。山田は中学も出ず、新聞広告で知った東京専門学校（早大の前身）に入り、そこを卒業すると、高等学校の検定試験をうけ、何度も失敗したのちようやく東京帝大の選科生となった。そこを卒業すると、大学院に進み、小村外務次官の推輓で外務省に入った。かれはいわゆる立志伝ちゅうの人であったが、東京帝大の権威の保持者であったという（一又著、一一二頁）。

遠藤源六（一八七二～一九七一、のち行政裁判所長官、明治大学教授）は、日露戦争のとき、海軍大学校の国際法教授であった。明治四十年代から大正にかけて、多くの論著を公刊している。

松原一雄（一八七七～一九五六、外交官をへて中央、日本両大学の教授）は、明治三十五年（一九〇二）東京帝国大学法科大学を卒業後、東京法学院で国際法を専攻し、中央、日本、法政の各大学で国際法を講じた。のち外務省に入り、大使館参事官をさいごに退官した。『現行国際法』（上下二巻、大正十三年）のほか、多くの論文を発表した。

泉哲は、京城帝国大学教授。『国際法外交雑誌』を中心に、大正後期に諸論文を発表し、活躍した。まとまった論著も数点ある。

大沢章（一八八九～一九六七、国際法学者）は、大正四年（一九一五）東京帝国大学法科大学を卒業後、しばらく内務省に勤め、のちパリ大学に七年間留学し、国際法や法哲学を専攻した。帰国後、九州帝国大学教授に就任し、退官後は学習院大学、東洋大学教授を歴任した。国際法に関する業績として、学位論文『国際法秩序論』（岩波書店、昭和六年）があるほか、法哲学の分野における訳業がある。

横田喜三郎（一八九六～一九九三、昭和期の国際法学者）は、愛知県のひとである。大正十一年（一九二二）東京帝国大学法学部を卒業後、助手として国際法の研究に入り、ヨーロッパに留学後、昭和五年（一九三〇）東大教授。その国際法にたいする考え方の特徴は、純粋法学的な見方をとり、国際法規を客観的に認識し記述した。国際法を一国家のためではなく、国際社会そのもののためという立場から観たことである。

かれは純粋法学を積極的に推進し、法的構造を分析することが法律学の課題であり、法的認識に政治的イデオロギーが入り、法が曲げられることを批判した。昭和六年（一九三一）におこった満州事変（関東軍による鉄道爆破による戦争開始）では、軍部が主張する〝自衛行動〟を『帝国大学新聞』において批判し、また東大の時局講演会では「不健全な挙国一致を排せ」といったテーマで講演し、軍国主義的な風潮にたいして批判的たちばをとった。

主著としては『国際法』（上下二巻、有斐閣、昭和八～九年）をはじめとし、『国際裁判の本質』（昭和十六年）、『海洋の自由』『国際法の法的性質』（昭和一九年）、『自衛権』（昭和二十六年）、『国際法学』（昭和三十年）などがある。

終戦後、横田は日本国憲法草案の起草に参画した。昭和三十二年（一九五七）東大を退官後、外務省参与、同三十五年（一九六〇）最高裁判所長官に就任した。

田岡良一（一八九六～?）は、大正十一年（一九二二）京都帝国大学法学部を卒業後、助手に任じられたが、東北帝国大学に転じ、助教授、教授になったのち、昭和十五年（一九四〇）京都帝大にもどった。その学風は、歴史的実証主義であり、国際法の研究において重視したのは、国際法規がどのような歴史的、社会的な事情のもとに成立したかということであった。

著述としては、『空襲と国際法』（昭和十二年）、『委任統治の本質』（昭和十六年）、『国際法学大綱』（昭和十八年）、『戦争法の諸問題』（昭和十九年）、『国際連合憲章の研究』（昭和二十四年）、『永久中立と日本の安全保障』（昭和二十五年）、『国際法上の自衛権』（昭和三十九年）、『大津事件の再評価』（昭和五十一年）などがある（講演筆記―京都大学名誉教授・田畑茂二郎「わが国際法学の発展に尽くされた二人の先達」）。

信夫淳平（一八七一～一九六二）は、明治二十七年（一八九四）七月、高等商業学校を卒業し、同年北海道庁に勤務し、函館に赴任した。官吏として勤めながら外交官試験の準備し、やがてそれにパスした。明治三十年（一八九七）外務省に入り、大正六年（一九一七）カルカッタの総領事をさいごに退官した。日露戦争では、遼東守備軍司令部付として従軍し、占領地行政事務を担当し、のち戦時国際法に大きな興味をもつようになった。ヨーロッパに四ヵ年留学し、この間に外交史・国際法（とくに海戦法則）の研究した。第一次世界大戦が、国際法の研究者にいかに豊富な資料を提供したかしれぬという（『戦時国際法講義　第一巻』の「序」、丸善株式会社、昭和十六年十一月）。

信夫は外務省を退いたのち、早稲田大学教授となり、外交史・国際政治を講じた。国際法の顕著な業績としては、なんといっても畢生のしごと『戦時国際法講義』（全四巻、丸善株式会社、昭和十六年十一月）をあげねばなるまい。学士院恩賜賞にかがやいたこの大作は、私費出版であった。

第三期――大正から戦前までの国際法研究の一般的傾向は、国際法の本質、体系、国内法との関係についての理論的研究であった（一又著、一五七頁）。国際法は、国家政策の重要なる手段として、きわめて大きな役割を果していることは贅言を要しない。わが国が国際法の規範を尊重し、とくに日本軍が国際法規や慣例をよくまもったのは、日清・日露の両戦役までである。

この二つの戦役に、まがりなりにも勝利をえた結果、わが国の国際上の地位は一躍向上し、世界の一等国のなかま入りをするにいたった。が、

昭和初期の満州事変（昭和6）以降の軍部の暴走が、欧米諸国の信をうしなうきっかけとなり、わが国は往々にして条約違反をなじられた。日本は満州における軍事行動を〝自衛権の行使〟であり、満州の建国もなんら国際条約――連盟規約に違反するものでないことを主張した。

しかし、国際連盟は、満州国をみとめぬ決議をし、日本と異なる見解をあらわにしたため、わが国は国際連盟を脱退するに至った。その後の日本は、軍国主義路線をひたはしり、強大なる武力を背景に、国際輿論や国際法を無視し、やがて太平洋戦争に突入し、戦争の惨苦を身近に体験して終戦をむかえた。

第二次世界大戦後、国際社会や国際関係、国際法そのものもいろいろ変化をうけた。多くの国が両大戦の惨害を身をもって体験したことから、戦争放棄や永久平和をもとめる声がおこり、国際連合が昭和二十年（一九四五）あらたに誕生した。この組織は、国際平和と安全の維持、諸国間の友好と協力を目的としてつくられた国際機関である。

国際連盟とのかかわりおいて結ばれる各国間の条約は、いわば国際法規であるから、国際法の果たす役割はいよいよ大きくなった。

第四期……戦後から平成期。

昭和二十三年（一九四八）四月二日と、三日の両日、「国際法学会」は、創立五十周年を記念して、東京大学の法学部教室において記念総会および一般公開講演会をひらいた。聴衆は約四〇〇名、女性のすがたも多数みられた。講演は、政治・法律・経済の三分野にわたっておこなわれた。

平和の哲学……東京大学法学部教授　尾高朝雄
世界国家の可能性……東京大学法学部教授　横田喜三郎
世界経済復興とマーシャル・プラン……紅陵大学学長　高恒寅次郎

戦後わが国の国際法は、そのせまい用語の範囲をひろげ、〝国際関係法〟といった名称に、他の法とともに包含されているようだ。たとえば

国際法　国際組織（機構）法　国際私法
国際取引法　国際民事訴訟法　ＥＵ法
国際環境法　国際刑法など。

こんにち国際関係法学は、わが国の国公立大学や私大の大学院レベルで研究や教育がおこなわれていて、開講数は

国立大学……四一　公立大学……六
私立大学……六九

など、計一一六である（「大学院における国際関係法に関する研究教育の現況と課題――アンケート調査の報告」（『国際法外交雑誌』第九六巻第二号所収、平成９・７）。

国際関係法のうち、国際法がその中枢をしめている。このデータは十年以上もまえのものであるから、いまや若干ふるくなっているが、当時、国際関係法にかかわった専任教員の内訳は、

国立大学……九五　公立大学……九
私立大学……一二一

など、計二二五名であり、ここに非常勤教員七二名が加わると計二九七名となる。つまり三〇〇名ちかい教員がかかわっていたことになる（前掲論文）。

むすび

国際法（万国公法）といったものは、古来西洋において成文法として制定せられることまれであり、ふつう慣習としてくり返された行為をもって法としてきた経緯がある。すなわち、国際慣習がそれである。国際社会や国家間の関係を律する法規を、こんにち国際法と呼んでいる。が、鎖国下の日本の識者で、国際法に注意をむけた者は皆無であったとおもわれる。

しかし、開国後の日本に、諸外国の使臣がやってくるにつれて、為政者にとって国際法についての知識が緊要になり、急きょ海外に文献を求め、あるいは洋学者にそれを訳させたりした。国際法にたいするひたむきな姿勢は、明治新政府にも受けつがれた。が、民間においても明治初年から同二十年代まで、毎年のように欧米の万国公法の訳書を刊行した。西周や津田真道、福地源一郎、箕作麟祥らは、万国公法の移植に貢績はあったが、条約改正準備のしごとをかかえていたために、万国公法の研究や教育に専念できなくなり、後継者を養成できずにおわった。

教育面における空白を補ったのは、お雇い外国人である。やがてかれらの講義を聴いた者のなかから万国公法を専攻するものが生まれた。わが国における国際法の研究が飛躍する動因となったものは、日清・日露の戦役であった。国際法の研究と戦争とは密接な関係をもっていることは、明治の後半以降に刊行された論著をみてもよくわかる。

このころになると、国際法学者らの語学力も向上し、安直な翻訳や概説書をよまなくてもすむようになった。かれらは欧米の定評のある専門書を海外から取りよせ、それを消化吸収できるまでになっていた。中には有賀長雄や高橋作衛のように日本軍が国際法を遵守した事実を欧文をもって世界に紹介するものも誕生した。

本稿は幕末から現在までの、日本の国際法の継受の歴史をたどることを意図したが、いささか蕪雑に書きつらねたところも見られるかもしれない。日本における国際法に関する論文は、明治期以来ずいぶん書かれてきたが、時の経過とともに大半が陳腐化し、いまでは新鮮味がうしなわれてきている。筆者は本稿において新機軸をだすことにつとめたが、その成否の判断は読者にゆだねたい。

＊

五　シモン・フィッセリングと津田左右吉――『万国公法』『泰西国法論』をめぐって

津田左右吉（一八七三～一九六一）は、岐阜のひとである。尾張の徳川家のつけ家老・竹腰家の家臣――津田藤馬の子として明治六年（一八七三）十月に生まれた。小学校を卒業後、名古屋の私塾や西本願寺別院が設立した私立中学のような所でまなび、明治二十三年（一八九〇）上京す

ると、東京専門学校（のちの早大）の政治科二年に編入し、翌年卒業した。当時は卒業とはいわず、得業といった。

東京専門学校在学ちゅう、ただ講師（そのころは教授という地位はなかった）の講義を聴き、それを毛筆で和紙のうえに写した。津田によると、かれが正式に入学し、正式に卒業したのは、小学校だけである。その後、中学ていどの私立学校に中途から入って、中途でやめてしまった。東京専門学校も中途から入っただけであり、一年ほどしかいなかった。

学歴といえるものは、それだけである（「明治十年代の田舎の小学校」『婦人之友』に掲載、昭和26・6）。津田は変則的な教育をうけて育ったが、昔風の儒者のおもかげがある良師にめぐまれ、とくに国漢の素養をふかめることができた。のちにかれの研究を大いに助けることになる漢文は、父や小学校時代の先生からみっちり教えをうけていたから、ありふれた漢学の塾でまなぶ必要はまったくなかった。

津田は後年、歴史学者、思想家として大成し、昭和二十四年（一九四九）文化勲章を受章し、またその述作は『津田左右吉全集』（全二十八巻、岩波書店）として結実した。津田は五十年にいちど、あるいは百年にいちど出るか出ないかの不世出の学才にめぐまれた学者だが、生前、主著四冊が皇室の尊厳を冒とくした科で出版法違反に問われ、有罪（禁錮三ヵ月）となった。しかし、筆禍事件の法廷闘争において苦難に負けず、意志をつらぬいた。

人はなにかについての研究を、専門的におこなおうとするとき、準備期間や徒弟時代が必要である。基礎教育をうけたのち、師匠のもとで一定の修業をし、やがて危なげに本をよむことをはじめる。本もじぶんが関心があるもの、好みのものを体系立ててよむようになる。やがてあるテーマに関する文献資料をあつめるようになり、それにみちびかれ、考えたり調べたりするようになる。研究の出発点とは、およそこのようなものであろう。津田は学閥や学会とは、無縁のひとであった。独立独歩――師につかず、ひとりで勉強して学問を大成したまれに見る学者であった。

試行錯誤ののち、独自の研究の方法――原典批評の方法をさとるまで、しばらく時を必要とした（「学究生活五十年」）。津田の学問の特異性、えらさは、師匠もなく、参考とすべき先例もない学問の分野にわけ入り、ししとして勉強したことである。かれの学問は独学であった。

＊

津田左右吉は、和漢洋の数多くの書物をよんだが、政治や法律、思想にも関心がふかかった。「つだ文庫」（早稲田大学中央図書館）のなかに、『明治文化全集　第八巻』（日本評論社、昭和四年五月）が収めてある。これは明治初年から同十年代にかけてわが国で刊行されたヨーロッパの法

律に関する翻訳を収録したものである。同巻に、――

畢酒林（フィッセリング）口述　西周助訳　『万国公法』（慶応四年〔一八六八〕刊）
畢酒林口述　津田真一郎訳　『泰西（たいせい）国法論』（慶応二年〔一八六八〕刊）

の二篇が収めてある。

この二つは、明治期の官僚啓蒙学者・西周助（周（あまね））と津田真一郎が、幕末にオランダにおいて受講したシモン・フィッセリング教授（一八一八～一八八八）の口述筆記を訳したものである。この二つは、『性法略』（神田孝平が訳した、一種の法学通論）とともに、ヨーロッパの法律と政治の学を紹介したもっとも古い文献である（吉野作造の「解題」）。

じつは津田左右吉は、西の『万国公法』と津田の『泰西国法論』の翻訳を精読していた。かれはこの二つをよむにあたり、エンピツを手にし、本文の行文に下線をひき、ときに欄外に要点を書き入れながら通読した。津田左右吉がフィッセリングの述作にふれた正確な時期はわからぬが、昭和初期によんでいたことは明らかである。

かれがエンピツで下線を引いた箇所や書き入れなどを読むと、漠然とであるが、かれが何に関心があったのか、何を読みとろうとしたのかが見えてくる。

西と津田が若き日にオランダにおいて学んだものは、「五科」すなわち自然法・国際法・国内法・経済学・統計学などの大略であった。両人がフィッセリングから伝えられた法学（法についての学問の総称）の基礎理論は、いわゆる〝性法学〟（自然法）の思想である。自然法は、人為的に定めたものではなく、人間の自然的性質にもとづく普遍的な法律や規範をいう。

津田左右吉によると、この自然法の根本思想は、人はうまれながらに〝基本的人権〟にほぼあてはまる「権」（権利）というものをもっている。自然法において、生まれながらの権とせられるものを――生命を守ることについて、言行の自由について、物の所有について――日本人は意識し、あるいは意識せず、それを保ち、それを守ってゆこうとした。が、日本人は「権」という概念をもたなかったばかりか、法律によってそれを保障されていなかった。

この「権」（権利）の裏面には、「義」（義務）があり、この二つは表と裏の関係にある。じぶんの権を主張することは、他人の権を尊重し、その権を規定する国法をも尊重することである。すなわち、権利には義務がともなうのである。

この「権利」とか「義務」といったことばや考えは、中国人や日本人の思想において、これまでに無かったものという（津田左右吉「近代日本における西洋の思想の移植」昭和27・10）。この二つのことばが、わが国に伝わったのは、丁韙良（チンウエイリヤン）訳『万国公法』（同治三年〔一八六四〕刊行、ヘンリー・ホイートンの『国際法の初歩』*Elements of International Law*, 1864を漢訳したもの）を通じてのようである。

その翻刻版（慶応元年〔一八六五〕に開成所が出版した）をみると、〝自主之権〟〝主権〟〝私権〟〝戦権〟〝自然之権〟〝専権〟〝平行之権〟〝往来之権〟〝局外之全権〟のほか、〝公法之義〟などが散見する。〝権〟は英語の *right* を漢訳したものである。

＊

西周助訳『万国公法』（慶応四年〔一八六八〕刊）にみられる津田左右吉の書き入れについてのべてみよう。

『明治文化全集　第八巻』の二〇頁（「第一章　万国公法の大旨」）の欄外に、「権義という語」といった書き入れがある。さらに本文ちゅうの〝権義〟（権利の意か）の語にエンピツで線が引かれている。

第九節　泰西通法即ち（すなわ）慣行の公法とは、文明の諸国就中（なかんずく）欧羅巴洲内互に礼儀を以（もっ）て相交る各国の交際権義を論する学派を指すなり。

この文は、つぎの原文を和訳したものである。

§9

Onder het Europeesche of praktiesch volkenregt verstaat men de wetenschap van de regtsbetrekkingen tusschen de beschaafde volken inzonderheid die van Europa, die met elkander in een geregeld verkeer leven.

ちなみに試訳（大意）をしるすと、つぎのようになる。

第九節　ヨーロッパの国際法もしくは実践的な国際法とは、とくにヨーロッパの文明諸国間の法的な関係についての学問と理解される。文明諸国は、お互い定期的に行き来しながらくらしている。

西のいう〝交際権義〟とは、交際権のことか。しかし、この語は、原文のどこを訳したものか、よくわからない。津田は〝泰西公法〟（ヨーロッパの国際法の意）に下線をひいている。

第十節　此泰西公法は、夫の性法の本源より発し　或は明許し（条約等に書載したる条疑）　或は黙許したる（明許に依らず互に甘服し列となりたる事をいふ）　定約に依て立ち　而て是に本つき常行となりたる風習に由て成れる者にして、其の文明なる諸国の際にて　漸を追ひ交際の条規となれり。

この訳文はじつにわかりにくい。原文は――

§10

Europeesch volkenregt heft zich gevormd en ontwikkeld zoo wel uit de beginselen van het natuurregt als uit de uitdrukkelijk of stilzwijgende overeenkomsten en de daarop gevestigde gewoonten, die allengs tusschen de beschaafde volken als regelen van hun onderling verkeer aangenomen zijn.

となっている。原文の意味は、つぎのようなものであろう。

ヨーロッパの国際法は、まさに自然法を基礎として構成されかつ展開したものである。それははっきりとした、もしくは暗黙の合意である。さらにそれは一定の慣習である。その慣習は、文明諸国がお互い行き来するようになると、徐々に条規としてみとめられるようになった。

前掲書の二一頁の欄外に、「自有」と「自主」の書き入れがあり、さらにつぎに掲げる語に下線がひかれている。

第二章　性法に本き公法を立るを論す。

第一節　性法にて論する所は、権に二つあり、一つは自有の権といひ、一つは仮有の権といふ。

この訳文に相当する原文は、つぎのようなものである。

II^de Hoofdstuk

Over de toepassing van het natuurregt op het volkenregt

§ 1

De onderscheiding in het natuurregt tusschen oorspronkijke en verkregene regten geldt ook in het volkenregt.

この文のいみは、こうである。

第二章　国際法に自然法を応用することに関して。

第一節　国際法に適用される自然権と取得権とのあいだにおいて、自然法を識別することについて。

西は *oorspronkelijke regt*（自然権）を〝自有の権〟と訳し、*verkregene regt*（取得権）を〝仮有の権〟と訳している。

第三節　此自有の権、公法にては尚詳らかにして次の三つに分つ。

第一には　自国を保護するの権

原文は――

§　3

De oorspronkelijke regten kan men in het volkenregt nader bepalen als 1° het regt van zelfbehoud.

いみは――

この自然権は、国際法において、つぎのようにさらに明確にできる。

第一には　自己保存の権利

西のつぎの文章も、わかりにくい。

第十一節　特立自主の権は（第三節第二号）性法にて制行の権と名（なつ）くる者と同（おな）し（制行の権は性法説約に詳なり）。

原文はつぎのようなものである。

§　11

Het regt van onafhankelijkheid (zie §3　2°) is hetzelfde wat in het natuurregt het regt van onze daden genoemd wordt.

〔訳〕第十一節　自主権（第三節第二号をみよ）は、自然法においてわれわれの行為権と呼ばれうるものと同じものである。

以下、『万国公法』の津田左右吉の書き入れをみると、つぎのような語に下線がひかれている。

自然権義　　万国の権義

「万国公法　第二巻」においては――、

独立自主の権　　特例の権

他国の権を害する　　等々。

津田左右吉は、津田真一郎訳『泰西国法論』（慶応二年〔一八六六〕刊）も、細かいところまで注意を払いながら読んでいた。欄外の書き入れは、西周助訳『万国公法』よりも多い。たとえば、つぎのような語がそれである。

自主　　自立　　人権　　権と義

主権　　諸権諸義　　国権　　議会

死刑廃止論　　自主（自由ノ義）　　本権

民権　　公権の由来　　文化

大憲法

また長い文章としては、欄外につぎのようなものが見られるが、どころどころ判読できない。

主権ノ由来を□(不明)する此(この)説を列挙す

……

主権の□(不明)の国を□(不明)人文の□(不明)によって□(不明)（これは日本人のこれまで知らなかったこと）

注・『明治文化全集　第八巻』の「第二篇　国の主権」、七二～七三頁。

文字のわきに下線を引いているものとしては、

第六　主権即君権(すなわち)　一切国人此権(いっさいのくにびとこの)に服従して臣民と称す。

……

第二十二章　拷問を加へ　或は誘問して首伏(しゅふく)せしめたる自首は　証左とするに足らず。

……

第五章　神主(しんしゅう)の国と云へる政体あり、其(その)主宰人(ひと)に非(あら)ずして神なり。

第六章　然(しか)れ共神主(ども)の国に於ても　其実(そのじつ)は国内の主権を領する者は　人にして神に非す、其人惟腸(ゆいちょう)に神の名を仮(か)り　或は神子神孫(しんし しんそん)と称し　或は神の名代又(または)代官と称する耳(のみ)。

注・巻三「各種の政体　第一篇政体総論」、九一頁。

などがある。

津田左右吉は、西周と津田真一郎の訳述を熟読することによって、ヨーロッパの法学（国際法や憲法論）の一端を識ったのであるが、かれの関心の中心は、人権の概念の国法への適用としての民権思想、君主の権に対立する民衆の権、議会制度の思想的根拠としての民権などであった。

慶応三年（一八六七）十二月、徳川幕府は天下の政治を朝廷に返上したことにより、主権（国家統治の権力）は、将軍から天皇に移された。新

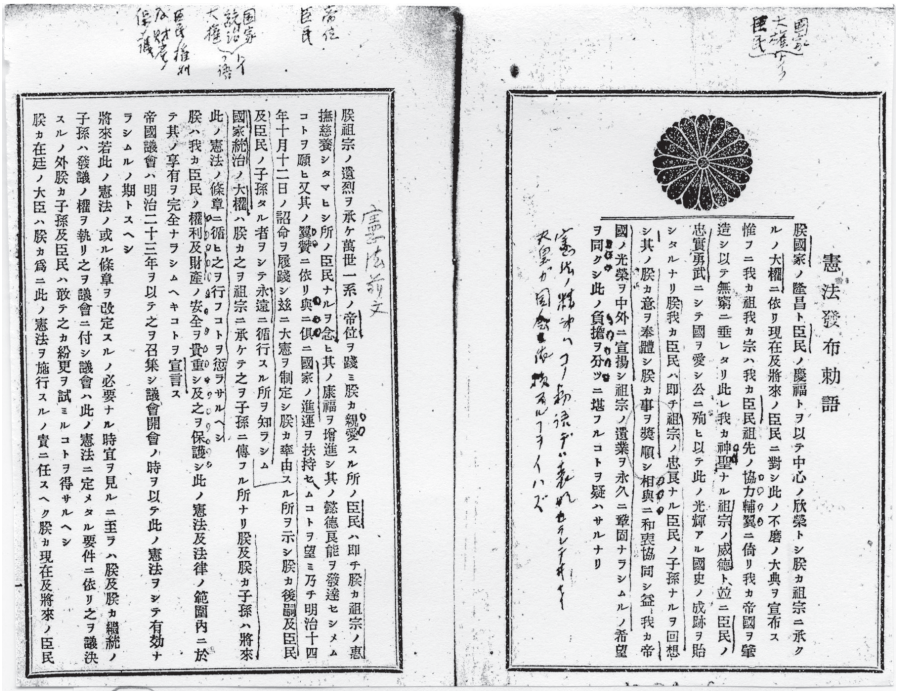

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ奬順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

憲法前文

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ增進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ體シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循フヲ以テ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民

『大日本帝国憲法』（博聞本社，明治23・8）にみられる津田左右吉の書き入れ。
〔早稲田大学中央図書館蔵〕

政府の政治の方法は、天地の公道にもとずき、ひろく会議をおこし、政治上の重要な事柄を話しあってきめ、万民の保全の道をもとめるものと、詔（みことのり）に謳（うた）っていた。が、じっさいは国民を天皇を中心とする、絶対主義的な体制のわく内に押し込め、政府のおもうような形に国民を馴化させることであった。

戦後、津田左右吉は迷妄（心のまよい）により、思想的転換をし、皇室を擁護するたちばをとるが、若いころは日本の政治のあり方にたいして批判的であった。津田真一郎（真道）は、明治三十二年（一八九九）七月九日、「我国政体の変遷」と題して講演をおこなったが、このとき「大日本帝国憲法」（明治22・2・11発布）を評して、「一般国民に平等自由の権を与（あた）へ、貴衆両院を置き、貴族平民倶（とも）に法律制定の任に当ることを得、一般国民均（ひと）しく国政に参与することを得たり、我（わが）大日本帝国人民の洪福至大（こうふくしだい）なりと謂（い）ふべし」と、最大の賛辞を呈している（『津田真道全集　下』みすず書房、平成十三年八月）。

この欽定憲法は、多くの大権を明文（はっきりと示した条文）によって、天皇に集中させたものであり、津田真道がいうような民主主義の精神にかなったものではなかったことは、国民のすべてが知るところであった。この憲法は、為政者が定めた政治的秩序に民衆をすなおに従わせる意図のもとにつくられたものであった。津田左右吉は、家永三郎（一九一三〜二〇〇二、昭和期の歴史学者）によると、非民主的な専制政治に反撥し人権を擁護した人であり、かれは人間の不平等さにいきどおっ

た。

津田左右吉は、『法律叢書第七号　大日本帝国憲法』（博聞本社、明治二十三年八月五日発兌）の「憲法発布勅語」をよみ、それを評して「憲法ノ精神ハ　コノ勅語デハ表現セラレテイナイ　天皇が国会ニ依□（不明）スルコトヲイハズ」と、余白にインキで寸評を書き入れている。これなども非立憲的な政治に反撥したかれのふんまんをもらしたものであろう。

注

（1）一又正雄『国際法の理念と歴史』（正統社、昭和二十三年六月）、六二頁。

（2）*The Complete Journal of Townsend Harris*, Japan Society, New York, MCMXXX, p.236

（3）注（1）の一五七頁。

（4）渡辺修次郎「我国に伝はった最初の国際法規及び其れに関係ある逸事」（『学燈』第八号、昭和14・8）

（5）大平善梧「国際法学の移入と性法論」（『一橋論叢』第二巻第四号所収、昭和13・10）

（6）吉野作造「『性法略』『万国公法』『泰西国法論』解題」（『明治文化全集　第八巻』所収、日本評論社、昭和四年五月）

（7）田岡良一「西周助『万国公法』」（『国際法外交雑誌』第七一巻第一号所収、昭和47・5）

（8）水田信行『黎明期の我が海軍と和蘭』（雄風館、昭和十五年五月）、一七五頁。

（9）信夫淳平「我国に於ける国際法の前途」（『国際法外交雑誌』第四五巻第三・四号所収、昭和21・3）

（10）J. Shinobu: *Vicissitudes of International Law in the Modern History of Japan*（「近代日本史における国際法の変遷」〔英文〕『国際法外交雑誌』第五〇巻第二号所収、昭和26・5）

（11）『東京帝国大学学術大観　法学部 経済学部』（東京帝国大学、昭和十七年四月）、二三七頁。

（12）大平善梧「国際法学の移入と性法論」（『一橋論叢』第二巻第四号所収、岩波書店、昭和13・10）

（13）安岡昭男「日本における万国公法の受容と適用」（『東アジア近代史』第二号、平成11・3）

（14）注（10）の二四四～二四五頁。

（15）注（10）の二四〇頁。

（16）注（10）の二三八頁。

（17）一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』（日本国際問題研究所、昭和四十八年三月）、八〇頁。